

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年12月11日(月)午前8時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 委員長 | 松枝正浩君 | 副委員長 | 野村和人君 |
| 委員 | 藤田直仁君 | 委員 | 塩井川公子君 |
| 委員 | 山口仁美君 | 委員 | 宮田竜二君 |
| 委員 | 前島広紀君 | 委員 | 有村隆志君 |

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

| | | | |
|------------------|--------|--------------------|--------|
| 保健福祉部長 | 有村和浩君 | 保健福祉政策課長 | 川畑信司君 |
| 長寿・障害福祉課長 | 中村和仁君 | 健康増進課長 | 鮫島真奈美君 |
| すこやか保健センター所長 | 種子島進矢君 | 保健福祉政策課主幹 | 森山勇樹君 |
| 長寿・障害福祉課障害福祉G長 | 石原智秋君 | 健康増進課健康づくり推進G長 | 赤水聡君 |
| 保健福祉政策課政策Gサブリーダー | 宮原健介君 | 保健福祉政策課政策Gサブリーダー | 宮原健介君 |
| 建築住宅課長 | 侍園賢二君 | 建築住宅課主幹 | 迫則男君 |
| 建築住宅課建築第1G主査 | 飛松亮二君 | | |
| 溝辺総合支所長 | 藤崎勝清君 | 福山総合支所長 | 山元幸治君 |
| 霧島総合支所長兼市民生活課長 | 江口元幸君 | 霧島総合支所市民生活課市民福祉G主査 | 松元和也君 |
| 消防局次長 | 川崎敏朗君 | 消防局総務課主幹 | 池田康一郎君 |
| 消防局経理係主査 | 澤総一郎君 | | |
| 教育部長 | 池田宏幸君 | 学校教育課長 | 林元義文君 |
| 学校教育課長 | 阿多石英樹君 | 社会教育課長 | 福永清美君 |
| 学校給食課長 | 西溜和幸君 | 国分図書館長 | 福永義二君 |
| 溝辺学校給食センター所長 | 森裕之君 | 横川学校給食センター所長 | 緒方美由紀君 |
| 学校教育課課長補佐 | 尾崎裕樹君 | 学校教育課課長補佐 | 田上裕紀君 |
| 教育総務課主幹 | 徳田章君 | 社会教育課主幹 | 井上寛昭君 |
| 学校給食課主幹 | 竹下裕一郎君 | 国分図書館主幹 | 飛松圭子君 |
| 教育総務課教育政策G長 | 山内太君 | 学校教育課指導事務G長 | 寺田繁樹君 |
| 学校教育課指導事務G指導主事 | 亀澤宏也君 | 学校教育課指導事務G指導主事 | 前原佑亮君 |

6 本委員会に出席した陳情者は次のとおりである。

| | | | |
|---------------|-------|-------|--|
| かごしまこども学び場友の会 | 原口智幸君 | | |
| | 白坂隆久君 | 瀬口康平君 | |
| | 松枝俊顕君 | 守友敏代君 | |
| 国分中央ロータリークラブ | 濱田和直君 | 口町珠美君 | |

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第 83 号：霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 84 号：霧島市奨学資金条例の一部改正について

議案第 85 号：霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 86 号：霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 87 号：霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 94 号：霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第 95 号：指定管理者の指定について（国分総合福祉センターほか）

議案第 96 号：指定管理者の指定について（溝辺ふれあい温泉センターほか）

議案第 97 号：指定管理者の指定について（国分障害者福祉作業所）

議案第 98 号：指定管理者の指定について（隼人障害者福祉作業所）

議案第 99 号：指定管理者の指定について（障害者福祉作業所わかば）

議案第 101号：指定管理者の指定について（溝辺崎森地区公民館）

議案第 102号：請負契約の締結について（福山公民館複合化改修工事）

陳情第 8 号：「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情第 9 号：骨髄等移植ドナー支援に関する陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時59分」

○委員長（松枝正浩君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る12月5日に本委員会に付託されました、議案13件及び陳情2件の審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りをいたします。本日の会議は御手元に配布をしました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[[異議なし]という声あり]

はい、それではそのようにさせていただきます。

△ 現地調査

○委員長（松枝正浩君）

まず、国分障害者福祉作業所の現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時00分」

「再 開 午前 9時40分」

△ 陳情第9号 骨髄等移植ドナー支援に関する陳情書

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第9号、骨髄等移植ドナー支援に関する陳情書について審査に入ります。陳情者の方から撮影の申出がありましたので許可したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[[はい]という声あり]

撮影は、冒頭のみだけ撮影していただいて、あとは陳情席にお戻りしていただきたいと思います。

どうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

本日は、陳情者である国分中央ロータリークラブ濱田和直様、口町珠美様に出席していただいております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（濱田和直君）

本日は、骨髄等移植ドナー支援に関する陳情をお願いしに参りました。陳情事項は、骨髄または末梢血幹細胞の移植の推進及び骨髄等提供者の負担軽減を図るため、日本骨髄バンク登録のための広報協力と、骨髄等提供者になった市民の方への助成を検討していただきたいと思っております。まず、この資料とあわせながら、別紙の資料でまとめてきましたので、それをお知らせしたいと思っております。私は、1991年12月に財団法人骨髄移植推進財団が設立されて、そのときに、全国にドナー登録の呼びかけがあり、霧島青年会議所、今の旧の国分青年会議所の事務局に、ドナー協力の書面があって、献血の延長ぐらいの気持ちで書面を送りました。そしたら、鹿児島市鴨池にある日本赤十字センターから3日間の指定日が送られてきて、希望日を決めてから登録の採血をしに行きました。現在は2ccですが、当時は10ccの採血でした。1995年の7月に、2年近くたってからの適合通知に、合格通知が届いたような喜びを味わったと、当時、表現していました。1回目の骨髄移植は、1996年の1月、2回目は2004年の3月でした。適合通知がきてから、さらに詳しい検査、健康診断や自己血の保存を行いました。最初は移植まで半年かかりましたが、現在では3か月程度でできるようです。ここ霧島市も、骨髄バンクとゆかりがありまして、1998年8月に開催されました青年会議所九州地区大会98で、鹿児島県初のドナー集団登録会を実施しました。それまでは日赤や保健所での対応でしかなく、今のように献血で登録できるようになったのは、しばらくたってからのことです。シビックセンターの3階の中会議室で実施され、奄美大島青年会議所のメンバーに協力していただき、8名ほどの登録があったと記憶しております。もうこの頃から、奄美には足を向けて寝れない状況であります。すごく奄美の人が僕は大好きで、国分中央ロータリークラブは、2016年入会当初から私の話を聴いてくださり、陳情書の2ページ目の最後にあるんですけども、様々な支援を続けてくれています。ドナー登録時に必要な説明員にも、メンバー6人が研修を受け、登録してくれました。国分ロータリーさんと一緒に実施する献血事業や、今年実施されましたキリシまち事業でも、ドナー登録者を増やしています。毎年2月に開催されている健康まつりにも10年以上参加させていただき、登録者数を増やしています。霧島市は、1名、2名のときもありますが、必ず誰かが登録していただける環境があるので、すごくやりがいがあります。振り返れば30年、この事業に関わっていることになりました。一番の原動力は、一度だけ財団を通してやりとりができる患者さんからの手紙です。1回目は、小学生高学年の男の子とお母さんからの手紙で「あなたの命の水をもらった人です」とあり、お母さんからは、感謝の言葉と「生きているということは本当に素晴らしい」とありました。2回目はちょっと年上の女性でした。御自身も家族も「ボランティア活動すらしてこなかったけれども、人生感が変わり、何か役に立つことをしようと考え始めました」この手紙をコピーしてファイルに入れて、仕事場の机の上に置いてあります。何か落ち込んだときなど見返して、自分は誰かの役に立つことが出来たんだと、自分自身を肯定して、元気をもらっています。ACジャパンのCMにもあるように、ドナーは55歳で引退という条件があります。10年以内に22万人も減る状況です。少しでもドナー負担が軽くなれば、登録者数が増えるのではないかと考え行動しました。他者への優しさを行動にすることを、みんながいいことだねと認めて、応援してあげるような制度があるまちには、多くの人が住みたくなると思います。今回、鹿児島市をはじめ、

全国で行われている、骨髄提供者となった市民の方への助成制度を設けていただきますようお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま、陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

本当に御苦労さまでございます。本当に命を守る活動に敬意を表します。ありがとうございます。それで今、鹿児島県でも、県の議会でちょっとお話が出て、知事に迫っておられます。県の動向としては、来年度ぐらいに予算がつくような、ちょっとニュアンスだったんですけど、どんな風に受け取っていますか。

○陳情者（濱田和直君）

その件につきまして、私も報道で知るだけの情報だったんですけども、やっと鹿児島も、県のほうが動き始めたというところではないのかなと思います。

○委員（有村隆志君）

先ほど説明があったように、自分がドナーになったら、まずは検査を受けて、そしてそれから適合してるかどうかということと、それからまた、自分がそれを提供する以上は、多分いろんな制約があって、仕事休んだり、それからまたその後のことも、会社であれば、戻ってまた職場がないとかそういうことがあってはいけないんで、そこらの制度のことだったりと思うんですけども、具体的にこういうことを要望しているというのがあれば、おっしゃっていただけませんか。

○陳情者（濱田和直君）

移植に関しましては、まず登録は今、献血のときにできるように簡単になったんですけども、そのあと適合者がある場合に、自分の健康診断とか、先ほど言いました、全身麻酔で手術を受けるので、その場合に自己血の保存が必要で、事前に2回から3回、移植前に行くような形になります。最終同意というのがありまして、それは弁護士さんを挟んで、病院側、コーディネーター、本人と、あと、ドナー側の本人と家族ですね。それで、そういう時間も必要なので、3回ぐらいは事前に行って、手術は通常4日間で入院が必要という形で、今、なっております、その7日ぐらいは制約を受けてしまうので、その期間の助成をお願いできればと思って提案しました。

○委員（有村隆志君）

よく分かりました。多分休んだ間の休業補償ということが大事だということ。それから、それだけでなく、やはり社会が認めていただいて、そういう人たちが積極的にできるような環境もつくりたいといけない。そういう両方が必要だと思うんですが、そういうふうな考えでしょうか。

○陳情者（濱田和直君）

はい、ありがとうございます。そうですね、やはりその、相手のことを思いやっている気持ちが一番すごく大事で、あとその助成があれば、なおさら、ドナーになった方々にも報われる部分も多少でもあるんじゃないかなと思っております。

○委員（前島広紀君）

今の話では1週間ほど休むことが必要なので、休んだ市民の方に対して、何らかの助成をしてほしいという要望だと思うんですけども、ちょっと話しがそれですけども、陳情書の裏のほうに、下のほうなんですけど国分中央ロータリークラブさんは、2016年から骨髄バンク推進連絡協議会へ活動資金を助成していると。これはまた、さっきの要望とは別に、国分中央ロータリークラブさんが独自にこの協会に助成金を出してるということなんですけど、その辺りのことをちょっと説明していただけないでしょうか。

○陳情者（濱田和直君）

これはロータリーの30周年の記念事業で、骨髄バンクに対しての関心も高まって、ロータリーの中で高まっていて、年間15万円を5年間にわたって支援金という形で、活動支援ということで送っていただいております。それが終わって、今度は、説明員にも今年、勉強会をして増やそうとした

ら、そこでまた3名の方が新たに説明員になっていただいで来て、すごく中央ロータリーさんから支援をいただいでおります。

○委員（前島広紀君）

そこでお尋ねしたいんですけども、鹿児島県内でいいんですが、助成をしている市町村というのはあるんですか。

○陳情者（濱田和直君）

今のところ、実施されてるのは鹿児島市のみです。今、日置市のほうでも陳情があがって、議会の中で話を進めてもらっている段階です。

○委員（前島広紀君）

鹿児島市が今しているということなんですけれども、その助成の内容とといいますか、金額的なことなのか、その辺りが分かればお示してください。

○陳情者（濱田和直君）

鹿児島市の内容はですね、1日につき2万円。上限が7日間です、14万円まで助成をしていただける形になってます。

○委員（前島広紀君）

そうしますと、今の要望としましては、霧島市もその程度のことをしてほしいということなんでしょうか。

○陳情者（濱田和直君）

はい、そうですね。同等ぐらいをお願いできればと思っております。

○委員（山口仁美君）

陳情趣旨・理由の下のほうの、厚生労働省の概算要求のところには、ドナーに対する助成とともに、ドナー休暇を付与した企業に対しての助成ということも要求されてるようですけれども、これは、今回のこの陳情の内容というのは、市民の方への助成を検討ということで書いてあるんですけども、この企業のほうへの助成等は特に考えてはいらっしゃるんですか。

○陳情者（濱田和直君）

なかなか財政的に厳しいのかなという思いもあるんですけど、もし、そこまで予算組みとかそういうのができるのであれば、本当企業も、人を出して休みをとってもらおうという形になるので、できたらそういうのも、助ける方法があればいいのではないかなと思っております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、以上で、陳情第9号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方は、ありがとうございます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時57分」

「再開 午前 9時59分」

△ 陳情第9号 骨髄等移植ドナー支援に関する陳情書

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第9号、骨髄等移植ドナー支援に関する陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

陳情第9号、骨髄等移植ドナー支援に関する陳情書について、説明いたします。骨髄ドナーは18歳以上54歳以下の健康状態の良好な方が登録できます。しかしながら、善意の協力であるため、提供に伴う通院・入院期間中の仕事や生活面等の負担が大きく、ドナー登録を行っても、提供に応え

られない、またドナー登録自体をためらう等の問題があります。このような中、県内では、令和4年度から鹿児島市が独自に助成制度を開始しています。また、厚生労働省は令和6年度当初予算で新たに、ドナー環境整備事業を概算要求しており、制度化されれば、骨髄ドナーへ支援を行う地方公共団体に助成が開始される予定となっております。本市といたしましても、少しでも骨髄等提供者の負担軽減を図れるよう、県、近隣市町の状況を確認しながら、助成制度について、今後検討してまいります。また、庁舎内での献血時等を活用し、日本骨髄バンク登録のための広報協力も行ってまいります。以上で、陳情第9号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

先ほど陳情者の方から、県内における骨髄移植の現状ということで、2020年度から2022年度まで、移植の希望者や提供者の数を出していただいております。霧島市内でもこのような移植の希望や、提供の状況というのは把握をすることができているのかということと、この助成について、個別にも何か相談とかあった経緯があるのかお伺いします。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

本市のほうには、これまで問合せ等が2件ほどございました。あと、状況につきましては、登録の状況ですかね、規模ですかね、登録状況――。

○委員長（松枝正浩君）

休憩いたします。

「休 憩 午前10時02分」

「再 開 午前10時02分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩を解きます。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

提供については、もう県単位とかでしか把握をしておりません。登録のほうであれば、本市の登録者は、令和4年度末で465人ほどいらっしゃいます。

○委員（有村隆志君）

もし、市内で登録したいというときには、何かそういう指定されている病院とかありますか。何軒くらいありますか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

本市では、始良地区は始良保健所が行っております。登録のほうですね。市内ではそういったところでございます。

○委員（藤田直仁君）

先ほど鹿児島市のほうが、令和4年度から開始しているというふうに聞いたんですが、それはもう個人だけの助成なんですか。それを行った企業に対しての助成とか、そういう情報があれば教えていただけませんか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

鹿児島市のほうも、企業に対してはしてないということでした。

○委員（藤田直仁君）

もう一つ、令和6年度にドナーの環境整備事業が計上されているということで、具体的な内容は分からないにしても、何らかの内訳とか何か、今の段階で分かっている情報があれば、御提示ください。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

厚生労働省が概算要求をしておりますドナー環境整備事業、造血幹細胞移植のための骨髄バンク

登録ドナーがドナー候補者となった場合に、提供ドナーに対してドナー休暇を付与した企業または助成を受けてないドナーに対して助成を行う制度でございます。実施主体が地方公共団体等で、補助率は定額の2分の1という形で示されております。

○委員（前島広紀君）

陳情者の陳情事項というところでは、日本骨髄バンク登録のための広報協力と、それと骨髄提供者となった市民への助成ということを陳情要望として上げてるわけなんですけれども、今の部長口述によりますと、今も話がありましたように、令和6年度当初予算で、ドナー環境整備事業を概算要求されているということで、これが通れば地方公共団体として助成が開始されるということと、もう一つ日本骨髄バンク登録のための広報協力も行っていきますという答弁なんで、これはもう、この陳情に対して、これをやりますということなんでしょうか。そういうふう理解してよろしいのでしょうか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

地方公共団体等ということで、鹿児島県は国の事業等が採択されてから検討をというようなところがございまして。地方公共団体等ということで、本市においても、予算の兼ね合いとかもございまして、現時点では今後検討してまいりますという状況でございます。

○委員（宮田竜二君）

すいません、ちょっともう単純な確認をさせていただきたいんですけども、今までの答弁の中で、例えば先ほど陳情の方からの情報では、鹿児島市は、1日で2万円上限で7日間、ですからトータルで1人当たり14万円の補助をしているということで、それを霧島市も充てた場合、多分、この陳情の情報でいくと、提供者が鹿児島県内で11人とか12人ぐらいですよね。ですから本市で言ったら、何人か分からないんですけど、数名だと思います。だから、本市に提供者が10人いたとしても140万円の予算が必要なんですけど、140万円のうちの半分の70万円は、国の助成が財源として入るよという理解でよろしいでしょうか。例えばの話。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

国のほうからまだ日数等とか、まだそういった細かな部分が出ておりませんが、2分の1ということなので、そういった形になっていくものかと思っております。鹿児島市のほうの、令和4年度の実績で5件程度ということでしたので、本市としてこちらの推計では一、二件を見込んでおります。

○委員（山口仁美君）

概算要求、まだ通ってない段階なので、何ともいうところだとは思いますが、これ実施主体が各自治体等ということであれば、単価もこの自治体によって変わる可能性があるのかなと思うんですけども、その場合は、鹿児島市等を参考にしながら、また考えていかれるという考えでよろしいでしょうか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

鹿児島市のほうが、鹿児島市に住所がある方で骨髄バンクにおいて、骨髄等を提供した者に対し、提供等に係る通院等に要した日数1日につき2万円を乗じた額で、1回の提供に7日間14万円ということを上限としてされておりますので、本市としても他県もそういった日数等はちょっとございまして、同じような事例が多いようですので、こういったところを参考にさせていただきたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

先ほども議論があったんですけども、この今回の陳情の中に、そういう、休まれてドナーとなられた方の企業に働いてらっしゃる方の企業への支援ということで、できればそういうのがあれば、そういうドナー活動もしやすいのかなと思うんですけども、今後またそういうのも検討をしていただけるかどうか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

企業の助成につきましては、今後、県とか近隣市町村の動向を見ながら研究してまいりたいと考

えております。既に助成制度を実施している鹿児島市も提供ドナーのみということではございましたので、また県とかとも確認を行いながら、研究してまいりたいと考えております。

○副委員長（野村和人君）

口述の中に広報協力も行ってまいりますというように御提示いただいておりますけれども、現段階でどのようなことを考えてらっしゃるか、御答弁をお願いします。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

現在、健康増進課の窓口には日本骨髄バンク作成のこういったドナー登録のしおりというのを設置しております。今後は、庁舎内でも献血を国分シビックセンターでもしておりますので、そういった時に、献血の時にしおり等を活用して周知を行う予定で考えております。

○副委員長（野村和人君）

ホームページのほうでも検索するとそこまで出てこないんですね。その辺でも御意見等をお願いいたします。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

そちらについてもですね、この事業、国のほうの助成もございますので、予算との兼ね合い、こういったことがですね、また、補助制度もあわせて、活用について周知広報してまいりたいと考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第9号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時13分」

「再開 午前10時16分」

△ 陳情第8号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第8号、登校児童生徒に対して、多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

陳情第8号、不登校児童生徒に対して、多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書についての見解を申し上げます。全国的に不登校生が増加している中、国は平成28年に、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法を制定しました。教育機会確保法の附帯決議には「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」とされています。本市の不登校生は、10月31日現在、小学生105名、中学生193名です。その中で、フリースクール等に通っている児童生徒は、小学生3名、中学生1名です。全国的な傾向と同様に、本市においても不登校の児童生徒が増加傾向にあり、フリースクール等に通う児童生徒も増えてきています。多様な学びの場が求められる中、フリースクール等についても、子どもたちの大切な学びの場の一つと捉えておりますが、保護者は遠方に通う場合の交通費や利用料などの負担がかかるため、その負担軽減のための支援が必要であると訴えておられます。国の制度によって支援がなされ、法

の趣旨が達成され、多様な学びの場の確保につながることを期待しているところでございます。以上でございます。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

確か、山口委員が一般質問の中でもこの話題については質問されていたと思うんですが、その時は、確か令和4年度の数で御説明いただいたような気がするんですが、その時、霧島市が小中合わせて不登校生というのが338名だったのですかね。間違いないでしょうか。それに対して、実際の義務教育の生徒数、総数は何人で、何%に当たるか教えていただけませんか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

令和5年5月1日現在の児童生徒数になりますが、小学校のほうは7,278名に対しまして、先ほど部長のほうで述べられた105名という形になります。すみません、パーセンテージをちょっと今計算をいたします。105名ですね。それから7,278名です。中学校のほうは3,629名に対しまして、先ほど193名という形で出しております。計算のほうをしますと、小学校のほうは1.4%という形になります。中学校のほうは5.3%という形になります。

○委員（山口仁美君）

口述の中にもあったんですけども、現在、小学生3人それから中学生お一人の4名の方が、フリースクール等に現在通っていらっしゃるということで、このほかにももしかしたらフリースクール等に通いたいけれども、経済的なことで通えないという子もいるのかもしれないと。数は分からないんですけども、実際この補助が実現した場合にどのぐらい児童生徒に恩恵がありそうなのかというところをお聴きしたいです。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

まず人数のほうですけども、先日の議会の中でもお話をさせていただいており、部長のほうからもありました。小学生が3名、中学生が1名、計4名ですね、今のところ。フリースクールだろうと思われるものに通っているお子さんがそれだけ4名いらっしゃいます。それから、あとまたフリースクールには近いんだけど、まあ言えば個人の塾なのかな。ちょっとよく分からない施設の、よく分からないと言ったら怒られますけど、はっきりしないところに4名のお子さんが通われてます。ですから8名の霧島市内の小中学生が、フリースクールまたはフリースクールに近いような施設に通っているという状況でございます。それから、金銭的な補助ということになってくると思いますが、補助がどういった対象の補助になってくるか分からないんですけど、例えば会費としまして今回の陳情の中にも出ておりますけど、大体、授業料のほうは3万3,000円程度ですかね、取ってるという形になります。これは文科省のほうは、平成27年にとった調査です。これ一番最新の調査でございまして、その中では、授業料として3万3,000円ぐらい、これ全国平均ですけども取っているというところでございます。それから、あわせて入学金を取っているフリースクールも多いものですから、こちらの平均が大体5万3,000円ぐらいの入学金を全国的な平均としては取っているというところでございます。いろんな形態がございまして、それによって金額も大分と変わってきますし、どんな支援をどの程度受けるかによっても変わってきますけど、平均的な数値としてはそういう形になってくるかと思えます。

○委員（前島広紀君）

今の関連なんですけれども、今もありましたように、フリースクール等に通っている児童生徒が小学生が3人、中学生が1人あとプラス4で8人ということだったんですけども、お伺いしたいのはフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動、先ほどいろんなものがあるみたいなことだったんですけども、例えばどういう活動がフリースクールなのか、その辺りを教えてください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

活動内容様々だと思います。一番多いのが、これも文科省の調査の中で出てきたものですが、いわゆる個別の学習、個人に対する個々の一対一の学習、これが大体87.1%の施設で行っているという形です。それから、いわゆる学校みたいな授業形式、講義形式ですけど、これが43.4%のそういったところ行われていると。それから、社会体験です。見学とか職場体験とか、これが74.2%の施設で行っております。あと自然体験。自然観察であるとか農業体験、これが73%。あと調理体験という、昼食を一緒に作ったりとか、そういった体験がこちら75.2%。そして芸術活動。音楽、美術、工芸など76.7%。スポーツ体験が76.1%。それ以外にも、宿泊体験であるとか子どもたちとのミーティング、あと、いろんなカウンセリングであるとか家庭の訪問とか、そういった形になっていくという。学校で行うものとはやはりどうしても近づけてる、または近づけなくてはいけないということで、そういった内容になってきているのかなと思います。ただ、一番大きな違いは、個別の学習というところが非常に大きい部分なのかなというふうに捉えています。

○委員（藤田直仁君）

すいません、ちょっと認識が間違ってるかもしれませんが、同じように学びの多様化学校というのも、ちょっと言葉があったんですが、これは公的な機関というふうに考えていいのでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

学びの多様化学校、これいわゆる不登校生に対する不登校特例校という形になりますので、全国に、まだまだ九州でも少なく、九州では鹿児島県の城西高等学校に1校だけあるという形になりますので、そこはちょっと違うものになってくるのかなあとおっしゃるところでございます。

○委員（藤田直仁君）

という、対象にはならないってことですかね。今、言われてる補助の対象にはそこはならないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

特例校のほうについては、いわゆるもう国のほうがそういった特別の教育課程を作りなさい、指定をしてそれで動かしているという形になりますので、まあ言えば文科省の認可を受けて動かしている高校に、高校というか中学校、小学校もありますけれども、学校ということになってくるかと思えます。それに対してこのフリースクールについては学校という形ではございませんので、いわゆる民間が行うという形ですから、そこに対して補助金を出すか出さないかということで話になってくるのかなと思えます。

○委員（藤田直仁君）

それでいくと、要するにフリースクール等と言われている多様な学習活動をする場所、民間企業なので、認定するのはどのような形で認定していくという形、またそれを認定する機関というのはどこになるのでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

一つはまず形態だと思うんですけども、一番多いのが、これも文科省の先ほどの調査なんですけども、NPO法人の形が一番多いです。これ45.8%ほどが、5割近くがNPO法人のいわゆる特定非営利活動法人ということでしょうか。その次に多いのが法人格を有しない任意団体、これが21.9%。3番目が個人でされているもの、これが9.7%。そしてあと、公益社団法人とか財団法人とかそういった形になってまいります。そういったところに対して補助を出していくということになったときに、認可する認可しないということが今、教育委員会のほうでは全くできないというか、そういった形を求められている状況ではないですので、施設の基準または定義も決まっていない中で、今そういった有志の方々というか思いを持っている方々が自主的に立ち上げられているという状況でございますので、そこに対して、いつも我々がやはり気にしてたのは、子どもたちの教育が十分できるのかなあという不安があったものですから、この前もお話をさせていただいたとおり、やはり出席日数にきちっと合致するのかということや個々人の支援をきちっと見極めて判断していきたい。我々としては、そこに対する責任をしっかりと持たなくてはいけないなと思ってるもので

すから、そういった動きをとりましたけど、ただ、認可とか認定とかそこについては、まだ全国的にもそういった例もなく、文科省も何の判断をしておりませんので、そこについてはできないという状況でございます。

○委員（藤田直仁君）

そうすると、その不登校生が通ってる通ってないっていうのを判断する基準というのが難しいと思うんですね。そこがまず、これが認可されてる場所だというのが分からないのに、何でもかんでもじゃ補助するのかという話につながってくると思うんで、そこが一番問題なのかなと今話を聞いていて思ったんですが、あと、あわせて本市では大体それを何校ぐらいあるというふうに、今、認識されてるのか教えていただけませんか。全体で。

○教育部長（池田宏幸君）

今、学校教育課長が申し上げましたとおり、フリースクール等の設置については、それぞれがフリースクールだよというふうに名のりさえすれば、フリースクールになるという状況でございます。それに対して本市では、義務教育の質の担保ということで、そこに通っている日数を、出席日数としてカウントしてほしいという申出が保護者から学校を通じて教育委員会にあった場合には、指導主事が現場を確認をして、どういう内容のことをやっているかということを確認をして、義務教育に値するということである場合には出席日数にするという取扱いをしているところでございます。なので、本陳情につきましては、フリースクールというふうに言っているところに通っている子どもに補助をしてほしいという要望でありまして、学校の出席日数としての取扱いの話とは少し違う話になるんじゃないかなというふうに考えております。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

先ほど施設数の関係でございます。霧島市内ではフリースクール等、フリースクールという形で出されているところが、ホームページ上ですけれども令和5年10月に一つ、これ霧島大窪ですかね、そちらのほうに一つ、ホームページで我々が確認をしているというところでございます。それから、フリースクールではないんでしょうか、塾なのか第3の居場所なんかちょっとはっきりしませんけどもこういった施設が二つほど、これ霧島市内ですけれどもあるかなあと考えております。あと、近隣では始良市であるとか、鹿児島市であるとか、そういったところにはフリースクールという形で名前を出されて動かされている施設がございます。先ほど部長が申されたとおり、義務教育の質を担保するということが、出席扱いについて我々そういった判断で行っているところでございます。今後、今回はフリースクールに対する国の補助金という陳情だと思うんですけれども、仮にどこかで線引きをすれば、義務教育の質をしっかりと担保している施設なのかどうなのかということがやはり一つの、一つの基準にはなってくるのかな。今、出席でその意味で使っておりますけれども、補助金と絡めるのであればそういった判断基準が必要になってくるのかなと個人的には思っているところでございます。

○委員（山口仁美君）

一般質問でもちょっと話をさせていただいた部分ではあるんですけれども、この学びの多様化という目線で見たときのフリースクールには二つの側面がありまして、一つは義務教育にないものを求めて自主的に行かれるという側面もありますし、義務教育で得られなかった、不登校になってしまった要因があってそれが解決しないので、第2の行き先としてフリースクールを選択されるという、すごく能動的に、最初からフリースクールを選ばれる場合と、もう一つは、もし学校に行けるのであれば行きたかったんだけど、もうどうしてもその学びの場が欲しいのという二つのパターンがあるように感じています。その場合に、この陳情においては、不登校の児童生徒がフリースクールに行きたいという場合というのがあるんですけれども、この辺はどのように判断すればいいかといいますか、能動的に行く場合というのは、例えば、私立の一条校に行く場合も能動的に行く場合なので、不登校の場合というふうに認定するかどうかというのがちょっと出てくるのかなと思うんですけど不登校の定義みたいなもの、本市の教育委員会はどのようにとらえていらっしゃる

ますか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

ちょっと個別具体の例になりますけど、例えば、公立の小学校、中学校に通い始めて、途中で不登校になってそういったフリースクールを探されて行かれる方もいれば、入学当初ですね、4月から、1月1日からもう公立の学校ではなくて、そういったいわゆるフリースクールであるのか、第3の学びの場なのか分かりませんが、そういったところ選ばれるお子様もおられます。ですから最初から公立校はないよという方もいらっしゃるんですけど、そういった子どもたちに対する支援ということになってくるかと思うんですけども、そこは非常に難しい部分なのかなという気がしますよね。もう最初から学校をという考えがない方に対して補助をしていくというのは、んっていう感じもしますし。我々もちょっと想定もしてない部分でそういった事例もやはり起こってくるかと思しますので、そういったことについてはまた、先ほど委員が言われました不登校の定義とも関係してくると思うんですけども、不登校の定義は文科省が出してる、年間30日の休みという定義になってくると思います。最初からそういった定義とか関係なくて、不登校状態が起こらない中で選ばれるという家庭もいらっしゃるから、そこについてはちょっと別な問題として考えていく必要があるかなと思います。

○委員（山口仁美君）

もう一点なんですけど、これは本市の教育委員会の考え方をお聴きしたいんですけども、今現在フリースクール等に通っていらっしゃる方8名なんですけども、学校の在り方が変われば、今の学校に通いたいというお子さんもいるように思います。その点については、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

先日の議会でもお話をさせていただきましたとおり、子どもたちはやはりいろいろな要因によって学校に行けなくなってしまってるという実態がございますので、その要因が取り除かれたら学校に行きたい、行けますという子どもさんはやはり多いと思うんですね。そのために学校は努力をしなければいけないと思いますし、これは教育委員会でもそこを支援していかなければいけないと思っておりますので、それについて、今までと同じどの不登校に対しての子どもたちに対しても一緒ですけども、学校復帰を我々としては望んでおりますので、それが教育委員会の学校教育課の役目だと思っておりますので、それについては一貫してぶれることなく、我々は学校への再登校を目指したいと思ってるところです。ただ、その中で学校がどうしても足が向かない。または学校になじめないというお子さんもいらっしゃるから、そこでやはりちょっと幅広い部分がないといけないと思っておりますけれども、最終的には学校に戻って来てくれたらうれしいなという思いは、学校教育課の全ての指導主事が思ってるところではないかなと思ってるところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

傍聴者の方は携帯は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いをいたします。ほかにごございませんでしょうか。

○副委員長（野村和人君）

実際、学びの機会という意味では、給食も食育の機会であるというふうに思ってます。先ほど、27年の経営平均調査の中で、3万3,000円から3万5,000円等の費用負担についても御説明があったと思いますが、こちらについては、食材費は別としても、調理費等が入った計算をされている平均値なのか、それもあわせて支援していくべきかなというふうには私は思っていますが、その点についてどのようにお考えかお聴かせください。

○教育部長（池田宏幸君）

経済的な支援のお話でございまして、ここについては今のところまだ、どの程度の支援が適当なのかということについても、議論がまだまだ活発になされていないというようなことであろうと思います。公的な財源を投入するに当たっては、やはり教育機会の均等ということと、税

金で負担する費用の均等ということを考えていかなければならないというふうに考えております。特に、義務教育の時にあつては、当然ながら、全国一律の教育機会が国としては一応用意され、教科書の無償化であったりとか、あるいは、教職員の配置を国、県が行うとかですね、そういうような意味での費用の均等化というようなこともなされているわけですので、そういうようなことを考慮した上で、どの程度の補助が適当かということについては検討されるべきではないかというふうに考えているところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第8号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時39分」

「再開 午前10時45分」

△ 陳情第8号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、陳情第8号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書について、審査に入ります。本日は陳情者である、かごしまこども学びの場友の会より原口智幸様、松枝俊顕様、瀬口康平様、守友敏代様、白坂隆久様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（原口智幸君）

こんにちは。今回はこのような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。かごしまこども学び場友の会の原口智幸と申します。重久のほうに住んでおりまして、今は子どもも大人も安心できる環境づくりをするために活動しております。よろしく願いいたします。今回の「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書を提出させていただきましたのは、2016年に採択されました教育機会確保法制定に際しまして、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき、必要な財政上の措置を講ずることとありますけれども、それを早急に進めたいという趣旨で、今回、陳情書を提出いたしました。陳情趣旨のところに詳しく書いたんですけども、現在全国で30万人に迫る勢いで不登校児童生徒がおります。鹿児島県内でも3,743人で、霧島市の令和4年度の調査でも、小中学生で338名と喫緊の課題としてあがっているんですけども、そういう状況の中で、フリースクール等の占める重要性、居場所の重要性というのは、ものすごく大きなニーズもありますし、課題かなと思われまして。ただ、そのフリースクール等の居場所を、居場所に行かせたいと思っても、財政的なものまたは経済的なものはもちろんそうなんですけれども肉体的精神的な負担が非常に大きいという現状がやはりあります。以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応

じた必要な支援が果たされているとは言えない状況にあるかなと思いますので、早急な具体的対策を講じる必要があると考えております。こうした観点から、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

原口さんすいません、補足的に資料をいただいているんですけども、こちらのほうは説明はよろしいですか。

○陳情者（原口智幸君）

添付資料としまして、まず一番上にあるのが、私たちが調べました、霧島市のフリースクールまたはフリースクール等の居場所ですね、そういうものの団体。またはそれを支援している人々のものというか、私たちがかごしまこども学び場友の会のインスタグラム等のリンクも張ってあります。それが一つ目と、二つ目が不登校に関する調査研究協力者会議報告書というのを添付してあります。教育機会確保法って何というリーフレット、そしてフリースクール不登校に対する取組ということで、3月のライオンというアニメですかね、それと文部科学省がコラボしたもの。最後に、全国の自治体で家庭またはフリースクール等のそういう団体に対する補助金を出している例、一覧ですね、それを添付してあります。よろしくお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

霧島市ではなかなかこの不登校の親御さんたちが集まってこういう陳情を上げてくるというのはなかなかないので、すごく貴重な機会だなと思いながら陳情書を拝見しました。その上でお尋ねなんですけれども、先ほど執行部のほうの答弁では、現在、不登校の中でフリースクール等に通っているお子さんが4名から8名ということだったんですけれども、この陳情を出された方々の中で、フリースクールに通わせていらっしゃる方々がいらっしゃるのか、お伺いします。

○陳情者（松枝俊顕君）

私の立場としまして、息子と娘2人の子どもがおりまして、2人とも約3年ほど不登校になっている状況です。そういった期間が長いものですから、やはり私たちとしても、一時期鹿児島市のフリースクールに通った経緯もあったんですけれども、そこも通えなくなってしまったので、先月11月にフリースクールという名前ではないんですけれども、里山の居場所ということで、今まで飲食店を妻がしていたんですけれども、それを辞めて、月・水・金、不登校の子たちを預かって、自然体験の中で、自分の心を成長させたり、あらゆる活動の中で、多様な学びができるような場所をつくっていこうということで始めております。なので、私たちのところに来ているのが、霧島市内の人数だと、登録者でいうと14名。鹿児島市と帖佐、湧水町、財部からそれぞれ1人ずつ、今、通っている状況です。

○陳情者（白坂隆久君）

私の子どもが通っているというわけではないんですけど、私は今年の7月、夏休み頃ですね、学習塾学び舎という塾を立ち上げたんですが、私自身はずっと塾をやってきてまして、不登校の生徒とかそういうのは受入れたことはなかったわけです。今回、私はそういう不登校、いわゆるフリースクールを兼ねた学習塾をぜひしたいなと思ひまして、今現在やっているところです。8月に本格的に立ち上げたんですが、現在まだ2人か3人ぐらいの、1人は普通の市立の学校の生徒で、2人が不登校というか、学校に行けてない生徒が来ています。一つには、なぜ私がこういうフリースクール、学校に行けてない生徒を受入れていきたいと思ったのかというのが、私自身が不登校児だったんです。今回、陳情を考えると、経済的な問題ももちろん親は苦しいと思うんですが、精神的にも苦しいんです。私自身も高校を中退したんですけど、すごい苦しかったです。すごい苦しい。私だけが苦しかったかと思ったら、後で考えると親も苦しんでた。だからいろんなところに親が、あちこち、いろいろ探しまくってたというのがありました。だから親も苦しいんです。子どもも苦

しければ親もすごい苦しいんだなということで、よく分かるんですね。そういう気持ちがですね。だからそういう生徒をぜひ、これからも受入れていきたい。そういうことで、現在、立ち上げてやっていると状況です。

○委員（山口仁美君）

今、支援の側からの御意見といいますか、これだけ子どもさんがいらっしゃるよということをお知らせいただいたんですけども、私自身も年間で、結構10件近く行き渋りであったり、登校という認定を受けているか受けてないかにかかわらず、相談は結構多くて、学校そのものに足が向かないには過程があるなというふうに感じています。それで、学校そのものに行くことがもう本当に難しくなってきたときの居場所というのは必要だと思うんですけども、一方で、やはり義務教育というところから見ると、15歳までの間にしっかりした、最低限必要なことを学ぶということも必要だとは思いますが、この辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか。お伺いしていいですか。少し補足させてください。フリースクールと言われるところには、定義というのがなくて、このぐらいのことをしたらフリースクールとか、ここまでだったらフリースクールじゃないとかここまでだったら居場所とかそういうのが全く、決まりも何もない状態なので、どのぐらいの程度のものであれば、学校のかわりに行く、安心して通わせられる施設として助成の対象になるなというふうに感じていらっしゃるのか、皆さん、恐らく一人一人考え違うと思うんですけど、お考えをお聴きしていいですか。

○陳情者（原口智幸君）

私ですね、一昨年まで中学校の教員で現場に立っておりました。生徒指導主任としても、それこそ文科省の調査ですよ。30日以上の子を委員会のほうに上げるという仕事もしてましたので、ただ、やはり、連続あるいは7日間だったりそういう規定があると思うんですけども、3日休んだりとか、2日休んだりとか、私も担任も何回もしたので、家に行くと、やはりどうしても学校に足が向かないと。だけど、親の人は、仕事に行ってるとか、そういう中ですごく不安を抱えながら、子どもたちは毎日、もちろん保護者の方もそうなんですけれども、何度も涙される保護者の方、生徒と、ずっと対してきましたので、そう考えると、学びの前にまず安心なのかなと思います。安心してまずここに行けるようになった。家以外の居場所に連続して何日とか言うのはちょっと難しいですけども、毎日通えるになった。何か不安が安心に少しでも変わったという居場所があれば、僕はまずそこが第一歩なのかなと思います。そこから、意欲、学び、そういうものにつなげていくと思うので、そういうところの居場所、フリースクール等の学びの機会というか、そういうのはすごく必要だなと感じています。答えになってるか分からないですけど。

○陳情者（瀬口康平君）

ふだん不登校の親の会を立ち上げて運営してます、瀬口といいます。よろしくお願ひします。今、親の会を運営しながら、私自身もいずれ何だろう、子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくりたいと思って、今、他県、いろんなところの施設を見学しております、正直その学びの機会をどう確保するかというのは、これという答えは正直ないと思ってまして、そうですね、本当にあるべき姿としては、やはり子どもを真ん中に、子どもたちが意欲的に学びたいというところに対して、大人がその環境を支援していく、その形が一番僕はあるべき姿かなと思っているのが正直な気持ちです。ただ、やはり今の社会、保護者、我々は義務教育を受けてきた立場なので、どうしてもやはり学習指導要領にのっとった教育を受けてないと将来が心配だという社会、保護者側の問題からすると、やはりそこは何かしら担保していく必要があるのかなあと感じております。先週かな、ちょうど先週月曜日に、12月4日に、NPO法人このねというところがありまして、大分県です。豊後大野市。こちらはフリースクールではなくて、オルタナティブスクールといった形で運用しているところでした、そちらに見学に行ってきました。そちらは、しっかりと思った以上に時間割を組まれておりまして、1時間目から5時間目まで。基本的には、基礎学習、思っていたよりすごく取り組んでおられて、1時間目から3時間目までは、いわゆる学習指導要領にのっとった学

びを提供してるんですけども、あくまで進捗は子どもたちに決めさせると。子どもたちの学びのスピード、年齢等々子どもたちがやりたいと思ったところに、つまりいているところ、そこら辺に事細かに支援してるなどというのが、そこにすごく努力されてましたね。理想とする形はありながらもやはり保護者と社会、社会との折り合いをどこかでつけていかないといけないのが今の現状かなというのが私の見解です。

○陳情者（守友敏代君）

添付で提出いたしました御手元にある文部科学省の資料内に、フリースクールの定義、フリースクールとはというところがありまして、その中では、一般に不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設をいいますと書いてあります。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性、主体性のもとに設置、運営されているとあります。またこの教育機会確保法って何という資料の中の、2ページ目のほうにですね、民間連携というところがあり、民間機関等とも連携して支援しますということが書かれておりまして、先ほどの教育委員会の方のお話ですと、義務教育に合う形のところに支援をという個人的な意見ということでお話があったとは思うんですけども、この学び自体が多様化しているというところで、フリースクールの必要性もあるのではないかと。山口仁美議員がおっしゃられていた、能動的に選ぶ方もいらっしゃるのではないかと。そういったところについては、今後、話し合いをしながら決めていくということも一つあるのかなと思ひまして、今回陳情に参加させていただいております。

○陳情者（松枝俊顕君）

二つの立場でちょっと申し上げます。私自身が当事者だったというところで、やはり子どもの学びというのを、不登校になった最初の頃は気にしておりました。なので、あらゆる形で、例えば通信とかで学べないかなとか、いろいろ悩んでいたことがあります。ただ、それを子どもたちにお願ひしようとしても、やはり子どもたちはなかなかやれないと。夫婦ともに仕事をしながらだと特に、誰も見てない中で自ら勉強するというのはなかなか難しいというのが現状でした。そうした中で、とはいえ、1年たち2年たつと、やはり子どもの中でも、常にゲームをしていていいのかとか、というような考えが出てきて、いろんな思いや思考をめぐらしていたようです。最近、その居場所を始めまして、まだ1か月程度なんですけれども、私の子どもたちと近い子どもたちが、霧島やいろんなところから集まって、最初皆さん不安だったんですけども、来て一緒に自然とともに活動することで、みるみる表情が変わって行って、その居場所のチームの中で、様々なプロジェクトというか、目標をつくって、例えばマルシェに子どもたちで出店して商売してみようとか、そういった取組が少しずつ増えてきてますので、夜寝れなかった子が寝れるようになったりとか、家から出れなかった子が少しずつ出れるようになったりというような、成長がすごく感じられます。この短期間ですね。なので、私としては、先ほどの答弁の中であった教育の担保というところなんですけども、担保ってなかなか難しい言葉でありまして、今の小学校に行った子たちが、必ず最低限それ以上の学力がみんなあるかという、多分、すごい差があると思います。小中学校卒業しても、やはり学力が小さい子や、高い子、ばらつきがあると思うんです。それと同じように多分、僕らのところに通っている子たちもばらつきがあるので、その担保という表現は、僕の中ではあんまり違うのかなと思ってはいます。ただ、でも、学ぶ機会というのは非常に重要だと思うので、そこについて、支援としていただくことが望ましいのかなというのが一つと、今通っている中で湧水町と財部の中学校のほうは、一定の様式を私のところに頂いて、それを書いて提出することで出席扱いは頂くようになっております。なので私たちフリースクールとは名のついてはいないんですけども、私たちのところに通うことでも、出席の扱いをしていただいているということなので、例えていうならその居場所に認証するというよりは、私たちのような、いろんな場所から一定の書式で提出した書類を認証するという形で、そこに対しての補助をすとか、子どもたちに、御家庭とかに補助するとかっていうやり方も一つはあるのかなと思った次第です。

○委員（有村隆志君）

けたらうれしいと思います。よろしく申し上げます。

○委員（宮田竜二君）

1点質問なんですけれども、陳情の内容についてちょっと質問なんですけれども、ちょっと私の読解力がちょっと遅いですが、いわゆるフリースクール等の学校以外の場合において行う多様な学習活動に対して、その負担の軽減のためというような経済のやつを今回望まれているのですが、それが先ほどちょっとありました御家庭の支援ということで先ほど資料いただいたんですけれども、ほかの自治体がですね、家庭に補助金を出してる。それとあと裏につきましては事業者、皆さんもそうだと思うんですけど、皆さんのようなフリースクールをされているところの事業者さんにもちょっと援助してる自治体もあるということなんですけれども、この陳情につきましては両方なのか、御家庭だけなのか、ちょっとそこら辺を説明いただけますか。

○陳情者（原口智幸君）

はい、ありがとうございます、御質問。まず、この陳情に対して、お願いしたいというか、まず趣旨としては、家庭にということにあります。そうですね、さっきフリースクールの定義というところで話が出ましたけれども、事業所になると、やはり補助金を出すための規定というか、定義が必ず必要になってくると思うんです。てなると、もうそのまま、多分その法整備をしていくので結構時間かかるんじゃないかなと思うんです。だけど、実際に不登校児童生徒は増え続ける一方となると、家庭に出していただいて、多様な学びの機会を。このようにこういう現状を見て、立ち上げる団体とか個人の人たちも含めてそうですね増えてきておりますので、家庭がその学びの機会、家から少しでも出て社会性を学ぶまたは、学びを学びというか不安を解消する。そういう場所に子どもたちを送り出すためにやはり経済的な支援というのは、家庭にあったほうが、そういうのが実現しやすいのかなと思いますので、まず家庭にということ念頭に置いて、陳情しております。

○委員（宮田竜二君）

家庭への助成を前提に今回陳情を出されたんですけれども、御家庭もいろいろあって、不登校の児童生徒さんもいろいろありますね。学校に行きたいけど行けない児童さんがいれば、もう最初から、学校みたいところは行けなくて、ちょっとゲームやりたいなというようなところがあって、そういうフリースクールもくればいいよ、何でも好きなことをすればいいよというフリースクールもありますね。1日中ゲームをして帰るというような、そういう御家庭もあるかもしれません。私ちょっとすいません、よくあの——。そういうところに関しても、そうすれば、この場合は、御家庭に助成をしてくださいたいというような、大まかな、ちょっと意地悪なことを質問すると、そういうようなことを求められてるんですけど、その件についてはどうお考えですか。

○陳情者（瀬口康平君）

そうですね。なかなか意地悪な質問だ思ったんですけど、不登校の親の会を運営させてもらってまして、一番困っているっていうのは、子どもがずっと家にいることが多分、結構、保護者の大きな不安の一つになってるかなあとと思います。ほかに居場所はあるんじゃないのと思われるかもしれないんですけど、公的な教育支援センターであつたりとかということにもやはりなじめずになると、この霧島市は、正直もう選択肢がもう皆無と言っていいぐらい。何だろう、その困っている当事者にとっては選ぶ場所がない。そもそも選択肢がないという状況。それが一番問題かなと、個人的には思ってます。ちょっと昨日調べたんですけど、登校拒否と不登校の全国ネットワークのNPO法人がありまして、そこの調査をちょっとお答えさせていただきたいんですけど、当事者にとつた設問でどういったものが必要かとなったときに、やはり子どもも親も安心して過ごせる居場所が欲しいということが80%以上の方がお答えになっていました。というのも、先ほど、述べたとおりに、子どもがどこで過ごしてるかという調査もあつたんですけど、90%以上は自宅となりました。ただ自宅にずっといるとやはり保護者も相当なストレスですし、子どももストレスになると思います。学校に行けば、昼食は給食で賄われるわけなんですけれども、家にいることでやはりその昼

食、日々の食費であったりとか、あとは何だろう、公費支出のないフリースクール等を利用されているところは、そこにまた数万円とこう、かなり家庭的には大きな支出になってくると思うんですよ。何が言いたかったのかな、ちょっとカンペを見させてもらいます。その経済的な問題なんですけども、不登校になった家庭の31%の方は収入が減ったとされてまして、そのうち数%はもう無収入になったという話もあります。実際に私の親の会に来てくださる方でも、不登校のお子さんを見るためにやはりやむを得ず退職されたりとかという方もちらほら、まだはじめて間もない期間なんですけども、かなりいらっしゃるなというのが感覚的にあります。この困難な状況にある保護者の相談先として、やはりそのフリースクールが相談先として、フリースクールは86.8%、親の会は92.7%の方が助けになったと、そういったデータもありまして、やはりお金の問題もあると思うんですけど、そもそも選択肢を増やすっていうことがまず、喫緊の課題かなと私は思っております。すいません、回答になってるかわかんないけど、以上です。

○陳情者（松枝俊顕君）

すいません、また補足としての情報としまして、うちの息子もだし、今通ってる子でもゲームがすごく好きな子は間違いなくやはりいます。もう1日中ゲームをしてきたうちの長男は、特にそういった部分はありました。でも、居場所を始めて通うことでですね、居場所でもゲームは駄目にはしていないんです。なので、長男は今もうやってないんですけど、来た子でゲームをこの場でやる子はいました。でも、ゲームよりももっと楽しい活動をみんながしているので、ゲームを置いて、そこに参加してくれました。という流れができていてですね。なので、僕らが無理に辞めさせようとしなくても、もっと楽しい場があれば、そこに子どもたちが出ていくだろうし、逆に今はeスポーツとかプロゲーマーという職業もあるので、そこも否定しなくてもいいのかなと。本当に好きで一生懸命そこに熱中できるのであれば、僕らは全力で応援してあげたいし、どうやったらプロになれるかを応援してあげたいし、そうでなくて違う場で楽しそうにしているところに入りたいたいのであれば、そっちのほうに来て一緒に活動するというような方法もありなのかなというふうに今実感はしております。これもこれ、どれが正解というのはないと思いますので、日々子どもたちや親と向き合いながら、改善していけたらなと思っております。あと、ゲームをしているところがいいのかみたいなどころになってくると思うので、例えば先ほど申し上げたとおり、活動報告を学校側に提出して承認もらったならそこに補助を出すとかっていうような流れだったら、ゲームばかりさせてるところに承認は出せないと思うので、そういったふうのできるのかなとか、例えばその居場所やフリースクールの霧島市内のネットワークをつくって、勉強会をしたり、教育委員会や議会や行政との連携の場を毎月持つとか、そういうようなネットワーク化して底上げしていくという方法もあるのかなと思いますので、御検討いただけたらと思います。

○陳情者（守友敏代君）

いろんな御家庭があるという中で、家庭に補助するとそれをほかのことに使ってしまうのではないかなというような不安もあるかと思うんですけども、ほかの自治体の事例で、今の霧島市の保育園などもそうなんですけれども、領収書を提出してその部分に関して補助をするといった流れで、何でもかんでも一律幾らお支払いするのではなくて、確実に利用料に対して補助をするという形であれば、目に見えるかなという形で思います。

○陳情者（白坂隆久君）

フリースクールという言葉の定義というのは非常にやはり難しいと思う。私が中退した頃は、そういう言葉はありませんでした。ひきこもりという言葉もなかったです。部屋男とかそういうのもなかったですね。どっちかという、私は部屋男してたんですが、結局、学校に行かないということは家にいるしかないんです。家が嫌だったら、外に出るとか、気分転換で出るとか、あるいは、もっと言えば、外に悪いことしに出かけるとかね。悪い仲間と一緒につるむとか、もうそれしかないんですよ。家にいるか、家が嫌だったら、外で同じような連中と付き合うということしかないんですよ。そういうことを考えると、フリースクールで安心できる場というのは絶対に必要だと

思うんですよ。先ほどのお話で、教育委員会の方がフリースクールやってる人たちを訪ねて行って、どういうことを実際にやってるのか、そういうのを観察されるということも必要かと思います。そこから認可の方向で何かできるようであれば、ぜひそういう方向でやってほしいなど。そして、先ほど話でありましたがフリースクールの運営している人同士の連携というかね、そういうのを底上げしていく、それももう時代がそういう状況にきてると私は思うんです。だからぜひともそういう方向で考えていただければなあと思います。

○委員（塩井川公子君）

いろいろ貴重な意見をたくさん聴かせていただきましてありがとうございます。私はフリースクール、ぜひ見させていただけたらと思います。実は私、25年間ぐらい子ども会育成のほうを担当しております、県のほうもちょっとやってるんですが、その中で、中には不登校の子どもがおります。全然学校に行けないけど、いろんな相談を受けてるんですね。相談の中には、学校に行きたいんだけど行けないから、何とかいい解決策はないですかって言われるんですね。その中で、私は体験型っていうのが一番いいと思います。学校以外の動きをするというか、それで4年、いや、今ちょうど5年間になりますか、1年に1回だけキウイフルーツ狩りというのが、ちょっと実家にありまして、子どもたちにちょっと体験させているんですよ。そこには、普通の学校に来てる子どもたちもおりますが、本当に学校に行けなくて困っているんですというお子様がいらっしゃるってことを、直接親御さんからお聴きしまして、保護者の方から。じゃあうちの畑に来てみますかって、私はもう実際何も言わないんですけど、ちぎるだけちぎりなさいと。そしたらもう何か普通に学校に行ってた子どもも一緒になってちぎってるんですよ。そこに自然と会話が出来ます。親御さん同士も話をされてます。だから、これはいいなと思って、今5年になるんですけど、結構楽しんでやっています。ぜひ参加してください。1年に1回だけなんですけど、ちょうど11月から12月の半ばぐらいまで、自由にちぎらせていきます。そういうのも実際やっていますので、結構話ができるというか、楽しいですよ。

○委員長（松枝正浩君）

すみません、質疑になるんですが。

○委員（塩井川公子君）

ぜひ、私はフリースクールというのを実際見てみたいですので、ぜひ、実現出来ますように。

○委員長（松枝正浩君）

今、キウイ狩りも体験としてあられると思うんですけれども、その辺の連携としてはどんな感じでしょうか。

○陳情者（松枝俊顕君）

すごく素敵な御提案をいただきましてありがとうございます。積極的に参加させてください。私たちの中では子どもの意見をすごく大事にしています。とはいえ子どもって何が出来るかというの分からないので、大人側が提案するんですね。例えば、この間、鹿児島市内の科学博物館に行ったのは、これは提案でなかった。子どもたちの中で宇宙の話になって、そっから行ったんですけど、それ以外には、例えば、近所の自治会長の奥さんがちっちゃい粘土細工を作るのがすごく得意で、その方がクリスマスの作れるらしいよどうするって言ったら、やりたいと言ったので、来ていただいてやってもらってます。そういった形で僕らはこういう活動があるんだって提案した時に、子どもたちがやりたいと思ったら、ぜひさせております。もちろんキウイは大好きな子がたくさんいるので、ぜひぜひお願いしたいというのと、あわせてですね、僕らは、自分の自宅の庭と裏にある神社の社務所も使わせてもらってます。けれどもやはり地域の協力をすごく頂いて運営しております。その神社の総代さんだったりとか、自治会長さんとかにも理解していただいて運営しております。不登校のことについてよく思わない方もたまに来るんですけど、話をすると、だったら頑張れよと応援していただきます。この話の流れですと、うちに来てる女の子の友達はですね、学校に通ってるけれども手首を切る、リストカットというのを、はやってるといったらあれか

もしれないんですけど、そういう子さえ今いるので、やはりその命の問題にも関わるということでもあるというのは御理解いただきたい部分かなと。あと家庭内でも、学校に行かないのを引っ張っていくことによってDVになったりとか、そういったのが原因でひきこもりになったりとかっていうような、いろんな部分に派生していく問題でもあると思うので、その辺も踏まえてお考えいただき、できればキウイ狩りだったりとかというような体験活動もすごく重要なことだと、学びの場だと考えていただいて、陳情のほうを進めていただけたらと思います。

○委員長（松枝正浩君）

委員と陳情者の皆様に申し上げます。時間の関係もございますので、簡潔にお願いをしたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

こちらの要旨ですか。スクールの居場所と学習支援というので、備考欄のほうに、それぞれが開校してる日にちであったり時間が書いてあるんですけども、学校に登校する生徒さんというのはどんな状況なのかをちょっと、それぞれの施設で違うんでしょうけれども、フルに来られているのか、3日間あれば3日間来られているのかとかですね、そういう行ってる登校の状況というのをちょっと教えていただければ。分かる範囲で結構です。

○陳情者（松枝俊頭君）

このメンバーの中で私と白坂さんが運営者の立場でもあるんですけども、私の場所では、週に3日、月・水・金をあけております。それは妻が運営しているので、フルにあけると大変だと。2名で運営してるんですけども、大変だということと、あと、御家庭の負担ですねフルに開けてしまうと、やはり、先ほどの全国の相場と同じように、最低3万円ぐらい頂かないとやっていけない。今でもかなりぎりぎりというかマイナスの部分もあるんですけども、何とかそこはボランティア精神も含めてやっているところであります。月・水・金の中で、当初は10数名の子が通って半数は毎回来てました。最初は、週に1回という子がいたり、週に2回という子がいました。今そのうちの8割ぐらいが毎日来るようになりました。最初の不安から週1ということだったと思うんですけど、それが毎回来るようになってきてます。で、そのうち2割ぐらいは、週に1回とか2回とかという形で来ています。うちだけじゃなくて別なところに行っている子もいたり、学校に行きながらうちに来る子もいたりというのもあります。ちょっといろんなパターン。でも8割ぐらいは週3、もしくは週5来たいっていう子のお声も頂いてはいます。

○陳情者（白坂隆久君）

私は学び舎という塾をやってるんですけども、特別フリースクール、学校に行けていない子、行ける子と区別は別に私はしてないんですよ、基本的には。しかし実際は、まだ学校に行けてない生徒は午後1時から来たりとかしてます。週2回でやっているんですが、今後は、朝から来てもいいような方向でね、フリースクールの生徒は、学校に行けてない子は、週2回の一応最初はうたっていますが、実際はもう多くなったら、あるいは希望があれば、もう毎日来てもいいような形にしていきたいなど。受け入れていきたいなという方向で考えています。

○委員（前島広紀君）

今までのお話をお伺いしまして、不登校の方に対する支援を求めているという、内容的なことは理解できたわけなんですよね。経済的なこととか、通学に対する時間的な負担や身体的負担、心理的負担などの中身については分かって理解できたわけなんですけれども、一つちょっと気になるのは、陳情書の頭の文章、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書を、裏にある意見書ですよ。今言いました、支援を求める内容が書いてあるわけなんですけれども、この意見書の採択を求める陳情書ってあるわけなんですけれども、その採択を市議会に求めているのか、この文章の書き方にちょっと疑問を感じるのは、この陳情書の下の方にあるわけなんですけど、この裏の意見書を霧島市議会として、あるいは文教厚生常任委員会として国の関係機関へ提出を陳情すると。国の関係機関に意見書を提出することの陳情書なのか、そ

の辺りがちょっと悩んだところなんですけれども、その辺りはどうなんですか。

○陳情者（原口智幸君）

はい、ありがとうございます。これはですね、全国的な規模のプロジェクトというか、動きなんですけれども、国に求める。国に霧島市から意見書として上げてもらえませんかという陳情です。

○委員（前島広紀君）

それであれば、この陳情書の頭の文章というのは、少しちょっと書き変えないといけないのではないかなというふうに感じたところなんですけれども。

○委員長（松枝正浩君）

具体的にどのような感じか意見をください。

○委員（前島広紀君）。

ですから、この文章で読むと、この意見書の採択を求める陳情書ってなってるわけですよね。その採択を国に求めているのか。それともそうじゃなくてこの陳情書というのは、この意見書の提出を国の関係機関へ提出することを求める陳情書というふうになると思うんですけれども、これ後でいう話かな。

○委員長（松枝正浩君）

委員の皆様ほかにございませんでしょうか。

○委員（山口仁美君）

1点ちょっと確認をさせていただきたい部分があります。今、皆様のほうで居場所をつくったり、フリースクール的な活動をされたりということなんですけれども、これは霧島市の学校教育現場にこういった居場所とか、それから多様な学びを得られるような学習環境がないから、あえてつくっているという理解でよろしいですか。

○陳情者（松枝俊顕君）

あえてつくりました。なぜかという、やはりこの教育委員会や学校側に、不登校の部分で相談して、教育委員会としては例えばその不登校が行くような場所をつくっていただいたりとか、そういったのを活動はされているんですけど、やはりそこにも通えない。例えば木原小中学校のような特認校に行ってみようかと、息子を連れて行くけれども、もう学校というその建物が、やはりもう抵抗感があったりとか、教師として何かすごく上から、これはもうなかなか人の問題だと思うんですけども、何か上から押しえつけられるような制度がすごく苦手だっている子だったものから、そのような子たちも、やはりうちの子だけではなくていろんな子がいて、いろんな環境があるので、今の公的な施設で対応できてない子たちがいるという下に始めております。全国でもそうなんですけど、30万人いるうちフリースクールに通えている子も数%なんです。なので、ほとんどの子がそういう場所があっても通えていない。やはり財政面だったり、肉体的な関係もあると思うんですけど、やはり僕らがつくったとしてもそれだけでも足りてない部分ではあります。なので、必要な場所だと思うので、そういった部分をまた皆さんと支援したり、一緒につくっていけることが大事なのかなと思います。

○陳情者（瀬口康平君）

あえてもうつくらざるを得ない状況かなというふうには個人的には思っています。山口議員が先ほど教育委員会とのやりとりの中で、学校の在り方について問われた質問があったと思うんですけど、一番理想は、公教育が多様な学び、多様な学びを保障できるような教育システムに大きくかじをとることが可能であれば、もちろんそれが一番幸福なことだと思っています。大多数の子どもたちが幸せになると思っています。ただやはり数十年そういった動きがなかなか伴っていないのが実情かなと思っています。私、弟も不登校で娘の不登校も経験したことで、ちょっといろいろ教育に関することを調べたんですけども、一番悲しかったのが、日本の10代の死因の1位が自殺だということ。G7ほかの国を見てもこのような国は日本だけっていう事実ですね。10代の自殺の原因が何なのかなあと調べてみたところ、警察庁の自殺白書というものがありまして、その中で原因を分析し

てるんですけども、その原因のトップが学校問題でした。あとの要因としては家庭の問題、健康状態の問題、それが20%程度でした。学校の問題とは何なのかなあというふうに、さらに疑問が出てきて調べましたところ、文科省令和2年度のデータなんですけれども、先生との関係が1番、あとは勉強が分からないと。公教育についていけないということで、学校との関係が悪くなって不登校になったり、自殺になったりということがあがるようです。事実として。世界的に見てもCRCといって、国連子どもの権利委員会というものがあまして、そこから、日本は4回今まで、98年、2004年、2011年、2019年に勧告を受けています。どういった内容かといいますと、日本の過度に競争的過ぎる教育制度が子どもたちの不登校、いじめ、自殺、精神障害等を引き起こしているというふうに教育制度の問題で、子どもたちにそういった弊害を起している。だからそれを是正しなさいと。子どもが子ども時代を子どもらしく過ごせるような環境を取りなさい、そういった措置をとりなさいであったりとか、そういった教育システムから子どもたちを解放するよにといったところまで世界から見たところ、日本の教育制度やはり非常にストレスフルで息苦しいものになっているかと思えます。今からこの大きなかじを取るってのは正直難しいところもあると思うんで、今こうやってやはり民間の方たちが熱い志を持って立ち上げているのではないかなあと思ってまして、そこがちょっと私の見解です。

○陳情者（白坂隆久君）

私はフリースクールを立ち上げた者として思うところは、現在の学習塾のほとんどというのは、学校に行ける子が9割以上だと思うんですよね。フリースクールみたいに学校に行けていない子も募集しますよとうたってる塾はほとんどないと思うんです。なぜそういう中で私が今回フリースクールを考えたかという、私自身がそういう不登校を経験していたので、やはりそういった生徒のために何か自分ができることあるんじゃないか、そういうことも考えてやっています。それが動機付けです。

○委員（山口仁美君）

今なぜこれを確認させていただいたかという、カラー刷りのこの用意していただいた資料のうちの4ページに、保護者の会とか教育支援センター、フリースクール等、学びの多様な学校、夜間中学といったところで、いろいろ選択肢がここ数年すごく進んできています。今の公教育の問題はすごく大きいんですけども、それでも義務教育なので、多額な税金も投入されますし、学校の施設設備等も準備もされます。そして先生方の教育も行われていって、この学びの機会というのを不登校の子たちにも広げるべきだと私は思ってるんです。なので、今はその場がないので、皆さんのような活動というところに支援をするという方向しかないのかなというところはあるんですけども、本来であれば、この公教育の幅を広げるべきじゃないかなというふうに思っているんですが皆さんのお考えはどうなのかというのをお聴きしたいです。経営も結構大変だと思うので、また、設備とか場所とか、いかがでしょうか。

○陳情者（松枝俊顕君）

先ほど瀬口さんもおっしゃったとおり、やはり理想は公教育で全て賄うことが理想だと思うんですけども、先ほどあったように、国連で子どもの権利が1989年ぐらいかな、制定されてから、2016年の先ほどのこの教育機会確保法とかができるまで、約30年ぐらいかかってます。この2016年の教育機会確保ができたのにもかかわらず、フリースクール等の動きが、今、全く充実されず、不登校の子が30万人、ただ数えるだけでも30万人なので、潜在的なものを考えると多と思うんですけども。ということは全然間に合っていないというのが、誰もが分かることかなと思うので、やはり理想は公教育であったり、公共機関が全てを網羅することが理想だけれども、その体制づくりというのは、やはり時間もかかるし労力もかかるしお金もかかってくると。なれば、この法律の中でもあるとおり、民間と連携するのが、もうスピードを持ってできるし、今の段階では一番理想だと思ってます。その先、10年後20年後の未来で、そういった多様な学びが公教育でできるようになっていく。もっと先かもしれないんですけども、そこはまた、こうやって皆さんと公と民

間が連携することによって実現できる未来なのかなと思ってますので、よろしく願います。

○陳情者（守友敏代君）

先ほど山口議員がおっしゃったこの4ページ目を書いてある六つの紹介・接続というこの例が挙げてあります通り、私たちのようなフリースクールを民間でやっているものと、この5番目の学びの多様化学校につきましても、行政さんのほうで進めていただければとても心強いなと思っております。

○陳情者（白坂隆久君）

フリースクールというのは学校に行けてない子、学校のことでいろいろ悩んでいる生徒も結構たくさん出てきている。同時に、先生方のほうでもですね、現在はどうか対処していいかわからない。それこそもう職場にいられないような、職をもう辞職された先生も実際おられますよね。だから、生徒も苦しいし、学校も苦しいんじゃないか。もう限界に来てるんじゃないかというようなところまで私は思うんです。この問題というのは、私が中退した頃の問題をまだいまだに抱えている学校は、そこはもう無視してるといような感じもなきにしもあらずなんですよね。公教育でと今言いましたけれども、それができるんだったら一番ですよ。しかし、それがもう限界にきているから、このままで果たしていいのかと。こういうフリースクールの考え方というか、立ち上げというのが、あちこちに出てるといのは、もう限界に来てるっていう、その証左じゃないかなというふうに思うんですよね。先生方も本当どう対処していいかわからない。非常にそういう限界も、教育の現場でも聞かれる声じゃないかなと思います。

○委員（有村隆志君）

本当にいろいろ御意見いただき、ありがとうございます。先ほどから公教育というところのお話があって、国もこども基本法というのをつくって、皆さん方のこどもまんなか社会とおっしゃったけど、そういうところを国も今やろうとしております。何年か先として、今、実際そういうふうに変わっています。実際にやったところは韓国だそうです。韓国はもうそういうふうに、こどもまんなかということで子どもの意見を聞いた学校にしようというふうに、かじを切ってるそうでございます。そういうのを今、国もやっていこうという方向にあるみたいなきがします。国のほうもちょっと調べましたけど、このことについて委員会でききおっしゃったけど、ちゃんと議論はされておりますので、今後、早く出てきたらいいのかなと思いますので。今回は今日は、意見書を提出してほしいということですので、中身についてはまた委員会で、また、みんなで今のこの意見を聴いて、みんな何人か行きたいという、キウイフルーツも持っていきたいと思いますんで、どうか、そういうことで今日のところは一応、こういう委員長どうですかね、一応お聴きしたので、みんな初めてやりとりだったんですけど、また勉強するところは勉強してやっていきたいと思っておりますんでということでよろしいですか。すいません、私はそういう意見です。

○委員長（松枝正浩君）

ほか、委員の方はないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（松枝正浩君）

それでは今、有村委員のほうからありましたように、必要に応じて所管事務調査を文教厚生委員会、できることになっておりますので、また委員の中で協議をいたしまして、そういう方向性に至りましたら、所管事務調査でお伺いをするというようなことをお願いをしたいと思います。それともう一点ですね。陳情書を提出いただいているんですけども、陳情書の中身ですね。文言ですね。文言について、例えば、多少の修正、趣旨が変わらない中での修正というようなことについては、了解していただけるのかどうかですね、お答えしていただけますでしょうか。

○陳情者（原口智幸君）

ぜひよろしく願います。ありがとうございます。いろいろ教えてください。

○委員長（松枝正浩君）

よろしくお願ひいたします。それではないようですので、以上で、陳情第8号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方、ありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時46分」

「再開 午前11時51分」

△ 議案第83号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第84号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第83号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第84号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、一括して審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第83号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明をいたします。議案書は11ページでございます。霧島市立牧之原幼稚園を令和6年3月31日限りで廃園することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。次に、議案第84号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、御説明いたします。議案書は12ページでございます。奨学資金の貸与資格として市税等の滞納がないことを明確にするとともに、当該奨学資金の返還の免除及び猶予の対象者を拡充するため、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、審査をよろしくお願ひします。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

議案第83号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。牧之原幼稚園は、令和元年度に3人の入園がりましたが、令和2年度及び令和3年度は2年続けて新入生がいませんでした。令和4年度の募集をしたところ、2世帯3人の応募がりましたが、3人のみでは幼稚園教育の効果が十分には得られないと判断し、3人の受け入れ先を調整した上で、令和4年4月から休園しているところです。休園後、現在まで牧之原幼稚園に関する問合せ等はなく、今後も園児の入園が見込めないことから、廃園の手続きを進めることとし、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の別表第1から霧島市立牧之原幼稚園の項を削除しようとするものです。次に、議案第84号 霧島市奨学資金条例の一部改正について、説明します。本市の奨学資金の原資が、奨学資金の返還金及び一般財源であることに鑑み、第2条において、貸与資格として市税等の対応〔同ページに訂正発言あり〕がないことを明確に規定するものです。また、第13条において、本市の奨学資金の返還の免除について、心身に著しい障害を生じたことにより返還が困難となった者を加え、免除対象者の拡充を図るものです。さらに、第14条において、一定の条件を満たした者の奨学資金の返還を免除する「霧島ふるさと愛」若者応援事業に関する就業要件を本市内から鹿児島県内とするほか、官公署勤務者を含めることにより、猶予及び免除対象者の拡充を図るものです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第83号について、質疑はありませんか。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

先ほどの口述の中で、下から3段目のところで、第2条において貸与資格として、市税等の滞納がないこと。ここを対応がないことと読み間違えておりましたので、訂正のほどよろしくお願ひします。

○委員長（松枝正浩君）

それでは委員より質疑をお願いします。質疑ありませんか。

○委員（山口仁美君）

1点確認をお願いします。牧之原幼稚園のおおよそ対象エリアといいますか、のお子さん方の今の行き先というのはどういったところになっているのでしょうか。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

牧之原幼稚園の福山の上場地区になりますけれども、上場には牧之原認定こども園もございまして、そちらのほうが入入れ、一部、全員かは分からないですけど、入入れ先は牧之原認定こども園になっていると考えています。

○委員（藤田直仁君）

確認なんですけれども、廃園後はどのような時系列で対応していくような予定になっているのでしょうか。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

廃園後はですね、また後ほど議案が出ますけど、福山公民館の改修工事に伴い、今ある公民館にある、図書室の蔵書や本棚などを一旦保管先として牧之原幼稚園に置くことにしており、改修工事が終わった後は、一部、地元の方から利活用について相談がありますので、そちらと協議をしてみたいというふうに考えております。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

補足します。手続的なところで申し上げますと、本市議会で条例の改正をいただいた、議決をいただいたとして、その議決の後に1月中旬頃には鹿児島県のほうに廃園の届出をすることになっておりますので、その後3月末日をもって廃園という流れになっております。

○委員（前島広紀君）

先ほどの山口委員の質問で、3人の入先が牧之原認定こども園でしたかね。3人の入先。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前11時58分」

「再開 午前11時58分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩をときます。

○委員（前島広紀君）

その3人がそこに行くんだろうというふうに推測するわけなんだけれども、牧之原認定こども園は、牧之原幼稚園は3人の応募しかなかったという話なんだけれど、牧之原認定こども園さんは何人か子どもさんがいらっしゃるのでしょうか。

○教育部長（池田宏幸君）

時系列で御説明いたしますけれども、既に牧之原幼稚園は、現在、2か年にわたって、令和4年、令和5年と休園をいたしております。今お尋ねの3人の子どもの話というのは、令和4年度の4月からの部分で行った部分でございまして、個別具体的にそれぞれの2世帯でしたので、二つの世帯にお話を伺って、行きたいところはどこかありますかというようなこととお話を伺いながら、話を進めていきましたけれども、結果としては、自宅でもう面倒見たいというようなお話になったと記憶をしております。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

牧之原認定こども園には、令和4年1月現在で、定員90名のところに76名の園児が通っているところです。

○委員（前島広紀君）

ちょっと場所的なことはよく分からないんですけども、牧之原幼稚園と牧之原認定こども園さんは、離れているんですか。言いたいのは、牧之原幼稚園には応募がなくて、牧之原認定こども園

は、90人に対して76人いるということはこれはどういうことなのでしょう。

○教育部長（池田宏幸君）

まず幼稚園ですけれども、幼稚園はやはり教育機関でございますので、学校でございます。なので、指導要領に基づきまして、たしか標準は4時間程度だったと思いますけれども、1日4時間程度しか。学校なので4時間程度の授業といいますか、教育活動があるわけございまして、一方、認定こども園は、保育園機能、それから幼稚園機能というようなものを併せ持った子どもの施設ですから、いわゆる保育に欠けた子ども、例えば6時間とか8時間とかいうような預かりができたとか、場合によっては、幼稚園機能もありますので、4時間程度のそういう教育活動でもいいというような、それぞれ1号認定とか、2号認定とか通ってくる子どもを分けて対応していきます。そういうようなことで、今、共働きの多いという中であってはですね、やはりその市で行っている幼稚園よりも認定こども園、あるいは保育園というようなところを希望される方が多いということございまして、そういうような状況の中で、牧之原幼稚園は選ばれなかったということございまして。

○副委員長（野村和人君）

公共施設カルテによると、この牧之原幼稚園は、1969年に開設されて、令和3年度の調査で、経過年数52年というふうに表現されております。先ほど、今後について利活用というお話もありましたけれども、この施設について改修工事等を考えてらっしゃることがあるのか、お示してください。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

現在のところ、改修工事等は予定はされてないところでありますけれども、地元の方と利活用を検討していく中で、手を入れることはあるのかなというふうに——必要であれば、手を入れていきたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

根本的なことで申し訳ございません。霧島市は市が有していた保育園、それから幼稚園、公設民営化ということで動いてきた中で、この令和2年、3年が募集がなかった中で、そのとき、なせもう即もそういう方向であれば、そこに認定こども園は牧之原にあったので、だから廃園してもよかったのではないかと思うんですが、その判断が遅れた理由は何ですか。

○教育部長（池田宏幸君）

廃園が遅れたというよりも、これまでの前例に沿ってですね、この前が三体幼稚園ですかね。三体幼稚園のときにも、休園を2年間挟んで、地元の方々から、地元も含めて復活してほしいと、また再開してほしいという声が大きければ、それにも対応するという猶予を残しまして、太田幼稚園がそのような形で、一旦休園をして、それから、再開をしたという経緯がございますので、そういうような形で、地域住民の方々の要望をよく踏まえるということで、施設の判断はしなかったというところがございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかに、83号については質疑はありますでしょうか。

[[なし]] という声あり]

○委員長（松枝正浩君）

ほかにないようですので、委員の皆様にお諮りしますけれども、12時がまわりましたけれども、このまま審査を続けてもよろしいでしょうか。ここまでしてもいいですか。では、83号につきましては、質疑がないようですので、次に、議案第84号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（宮田竜二君）

84号、質問いたします。奨学金条例の今回の変更点、第13条、返還の免除のところ、心身に著しい障害を生じたため、奨学金の返還が困難となったときを加えるという、追記になった背景を教えてください。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

毎年、事務事業振り返りをしてるわけですが、そういった中で、他市の状況を見てみますと、障害になられた方の免除というのもあるということもありまして、今回検討し、霧島市も入れたほうがよりよい奨学金制度になるのではないかとということで、今回改正をしたところです。

○委員（宮田竜二君）

他市の条例を参考に本市でもということなんですが、ここの一つ、著しい障害というのがちょっとよくわかんないのですが、著しいというのはどういうものですか。

○教育部長（池田宏幸君）

今、総務課長が御説明申しましたとおり、他市の状況、それから、日本学生支援機構ですね、こういう一般的な奨学金制度の中にあっては、やはり就労して返還ができないような方々の分の返還については免除するというような制度が設けられておりますので、同様に、私どものほうでも、明記をしたということをございまして、今、お話ししたように、就労することができないような場合を想定しているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

一般企業に勤めて就労してはいますね、あるとき、メンタル的な病気になって、鬱病とか結構多いんですけども、そして、会社を休んだということになった場合は、これでいくとそれに当たるので、返還は免除されるというところえ方でよろしいですか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

先ほど部長からもありましたけれども、日本学生支援機構にそういった、精神に障害を負われた方で就労が難しくなって返還が困難になった方に対する免除規定というのがございまして、それを、こちらのほうも踏襲といいますか、準用させていただきたいと思います。具体的には就労が難しくなるような障害を負ったと。精神の障害を負ったという方に関しましては、医師の診断書ですとか、そういったものを添えた上でまずは返還の猶予をしていただくと。その返還の猶予というのも1回出せば終わりではなくて、一応、日本学生支援機構のほうも4年から5年というふうになっているんですけども、1年ごとに猶予の申請を出していただいて、その都度状況を確認すると。その上で減免の申請書を出していただいて、そこで初めて減免になると。そういった制度を考えているところでございます。

○委員（有村隆志君）

今回のこの制度は、私は、滞納がずっと続いてもう借金だけが膨らむ、そういうのがなくなると。やっときちっと判断したなあと、大いにこれは評価します。それで、こういう制度をしていただいたということで、ほかにもこういう、今後、教育委員会の中で、もしこれは払えないよと。この人たちには無理だねとこういうようなものがあるとするれば、ほかにもしあるとするれば、こういう考え方でやっていただきたいなということで。このことは僕はいいと思いますんで、一つだけ。大いに評価しますんで。それで、この判断は最終的には部長がされるのか。今、猶予とかおっしゃったけど、最終的にはどこでどういう形で決めていかれるか。

○教育部長（池田宏幸君）

1件1件について、先ほど申しましたとおり、あくまでこの著しい障害ということですので、障害というのは永続性のあるものを障害というわけですから、そういう判断を、1件1件について行った上で、市長まで決裁を受けた上で、処理をしていくという形になろうかというふうに想定しております。

○委員（前島広紀君）

確か、この奨学金の返還条件の免除条件の中に、霧島市に居住し、霧島市内の企業に就業する者ってあったと思うんですね。その目的というのが、霧島市の活性化ということにあったと思うわけなんですけれども、今回、就業要件は鹿児島市内でもいいですよということに変更するというようなことなんですけれども、その居住条件に関してはどうなんですか。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

居住条件については、市内と。今までどおりとなっております。

○委員（前島広紀君）

ということは、例えば、ちょっと憶測なんですけれども、霧島市内に住所を置いて、住民票があればいいというぐらいのことなのか、それとも霧島市内に居住しないといけないのか、霧島市内に住民票を置いて鹿児島市内で生活をして鹿児島市内で働くと。そういうことはどうなんですか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩をとります。

「休 憩 午後 0時12分」

「再 開 午後 0時14分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩を解きます。

○委員（前島広紀君）

先ほどの発言を削除いたします。

○委員（山口仁美君）

関連で確認なんですけれども、今回、就業要件の中で居住をしていれば、どこでも働いていいといますか、県内ですね。それから官公庁でもオーケーということだったんですけれども、本市の立地的に考えると、例えば都城とかそういうところでの就業もありかなと思うんですが、これは県内に限った理由がありますか。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

確かに霧島市から通える場所というところで、ここの鹿児島市とかそういったところまで含めて県内ということで検討しております。県外という議論はそこにはちょっとなかったところです。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

補足いたします。先ほども少し市内の状況ということで御案内をしたところなんですけれども、本市で言うところのふるさと愛若者応援事業のような減免制度を規定しております市内の市が、本市を除いて6市ほどあるんですけれども、その中でも特に市内就業要件を設けていたり、県内就業要件を設けていたりということもございましたので、そういった他市の状況も一応参考にさせていただいたところでございます。

○委員（山口仁美君）

なぜ確認をさせていただいたかという、この広げた理由の一つに、やはり市内の定住を目指すという、この第1条の目的の部分があるのかなと思ひまして、であれば立地的なところを加味しながら、他市ももちろん参考にするんですけれども、できるだけ本市に住民票を置いていただけるような方向で議論がされたかなという確認をしたかったところでございます。目的についてはこのような形であってはいかがでしょうか。今回の改正の目的です。

○教育部長（池田宏幸君）

議論の始まりは、やはりまずは霧島市内の企業にお勤めになっていて、その後、転勤になるというようなことを想定しての議論の始まりでございました。そういう意味で、霧島市に住んでいて、様々な地域活動等にもですね、例えば、隣町であっても、鹿児島市内であってもお住まいの方が地域活動等にも参加をしていただければ、活性化につながるのではないかなというようなこと。それから公務員についてはそもそも教職員については奨学金の免除制度はあるわけですから、そういうものがある中で、一般の公務員にもそういうようなところを広げることで、定住効果がより増すのではないかなというようなことで行ったところでございます。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

度々申し訳ございません。補足いたします。ふるさと愛若者応援事業に関しましては、申請者に対してアンケートの調査を行った経緯がございまして、その中の自由意見として結婚等で転勤をして、市内就労が難しくなることがあって制度の適用が出来なくなるのは残念であると。そういった

意見ですとか、公務員も対象になってほしいとそういった意見もございましたので、これらも参考としたところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案第84号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時18分」

「再開 午後 1時10分」

△ 議案第85号 霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第85号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査に入ります。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第85号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は13ページでございます。霧島市立横川学校給食センターを廃止し、その機能を霧島市立溝辺学校給食センターに統合することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、学校給食課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

議案第85号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。今回の改正は、第2条の表のうち、霧島市立溝辺学校給食センター及び霧島市立横川学校給食センターの項を削除し、新たに霧島市立西部学校給食センターを追加するものです。横川学校給食センターは、昭和57年4月にウェット方式の調理場として開設され、建設後40年以上が経過しており、これまで施設や厨房機器等について、修繕等適宜対応してきましたが、老朽化が著しい状況です。このため、衛生管理等の観点から、ウェット方式の横川学校給食センターを廃止し、その機能をドライ方式である溝辺学校給食センターに統合することに伴うものであり、名称についても変更することとしたものです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

現在の提供されている実際の食数と、提供可能数がどのように変化するのか、お示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

現在の溝辺学校給食センターの配食数は835食、それから横川学校給食センターの配食数は228食、これを合わせまして約1,100食になる予定でございます。あと、溝辺学校給食センターの調理可能食数は1,500食でございます。

○委員（山口仁美君）

職員数がどのように変化する見込みかというところで、調理にかかる方と運搬にかかる方がいらっしゃると思うんですが、こちらをお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

現在、溝辺学校給食センターには、調理員が9名、配送員が1名、それから横川学校給食センターには調理員6名、配送員1名がいらっしゃいますけれども、こちらの横川学校給食センターの調理員及び配送員につきましては、新たに溝辺学校給食センターへの希望があれば、その希望に沿うように配慮してまいりたいと考えています。

○委員（山口仁美君）

今、質問の趣旨が伝わってなかったかなと思うんですけども、この西部学校給食センターになったときにどのぐらいの人数を予定をしているのかということをお伺いしたかったんですが。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

先ほど説明いたしましたけれども、統廃合いたしましたして、西部学校給食センターになったときに、約1,100食ですので、大体十二、三名で対応は可能かとは思いますが、ただ、まだ統廃合したばかりでございますので、横川の調理員、この6名を全てこちらの溝辺の新たに西部学校給食センターとなるところに希望があればそのまま配置しまして、最初は15名体制、多ければ15名体制で、調理のほうは行っていきたくて考えております。配送につきましては、引き続き溝辺への配送と横川への配送がございますので、2名体制で配送車も2台になる予定です。

○委員（藤田直仁君）

今、現状の溝辺学校給食センターが何校配っているのかということと、それから横川も同じようにですね。それでは統合された場合、一番遠い配送にかかる所要時間がどれぐらいになるのか教えてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

現在の溝辺学校給食センターは、溝辺小・竹子小・陵南小、小学校が三つ、それから中学校が溝辺中・陵南中、それに陵南幼稚園まで加えまして、六つの園・学校が受配校となっております。それから横川学校給食センターは、佐々木小学校・横川小学校、それから安良小学校と中学校が横川中学校の4校でございます。したがって、統廃合後は10校の園・学校に配送することになりますけれども、一番遠いところが横川の安良小学校になろうかと思っております。こちらのほうが40分程度と考えております。

○委員（山口仁美君）

出していらっしゃればお伺いしたいんですけども、今回のこの統廃合に伴う今後の財政への効果というのをどのように見込んでいらっしゃるか、お伺いします。

○教育部長（池田宏幸君）

調理コストとしては、さほど差はないかというふうに思っておりますけれども、施設設備の更新につきましては、今回の統廃合に備えて、溝辺学校給食センターの機器を計画的に3年かけて新しい機器に入替えたりとかいうことをしておりますので、今回そういうものが終わると、しばらくの間は大きな経費は必要なくなるのではないかと考えております。

○委員（前島広紀君）

関連してですけども、溝辺学校給食センターの建設年度はいつですか。今何年ぐらいたってますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

現在の溝辺学校給食センターは、平成13年度に開設しておりますので、22年経過しているところでございます。

○委員（宮田竜二君）

今、横川学校給食センターはその後の利活用はどのように考えられていますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

横川学校給食センターにつきましては、もう施設も40年以上が経過して、大分、老朽化も進んでおりますので、令和6年度予算で解体の設計管理を行いまして、令和7年度で解体をする予定でございます。

○委員（宮田竜二君）

今の給食センターは、横川小学校に近接していると思うんですけども、先ほど6年度に解体した後は、その土地はどうされますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

令和7年度で解体いたしますけれども、その後につきましては、まだ具体的に決まっておりません。先ほど宮田委員がおっしゃられたように、横川小学校の隣接地でもございますので、何らか、小学校のほうで活用できればというふうには考えておりますけれども、具体的にはまだこれから検討を進めていくところでございます。

○教育部長（池田宏幸君）

横川学校給食センターの撤去につきましては、教育委員会としては、機能を移転後に速やかに解体ということを想定しておりますけれども、これは、市全体の財産の管理の中で検討されることというふうに考えておりますので、そこについてはまだ不明確といいますか、全体としての合意形成にはなっていないというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんでしょうか。では、委員長を交代します。

○委員長（松枝正浩君）

名称のほうを、霧島市西部学校給食センターということで定められるということで議案が出ているわけですが、この名前の経緯、どのような流れでこの名前になっているのかというのをお知らせください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

霧島市も合併いたしまして丸18年が経過いたしました。もう人間でいえば、立派な成人でございますけれども、霧島市としての一体感の醸成といつも言われておりますけれども、そういったことも加味しながら、市全域を考えまして、配置につきましては、霧島市の西部のほうに位置しているということで、溝辺・横川地区については、西部学校給食センターという名称で庁内のほうで協議して決定したところでございます。

○教育部長（池田宏幸君）

追加して申し上げますけれども、今、学校給食課長が申しましたとおり、今回は西部学校給食センターといたしましたが、今後、牧園と霧島の学校給食センターの統合というのが、また次の段階でまいります。この段階で、現在考えておりますのは、北部学校給食センター、それから牧之原学校給食センターについては東部学校給食センターということで、国分の南部センター、あるいは隼人を、まだ明確ではございませんけれども中部センターとかですね、というような形で、それぞれの市町の名前を外した市全体としての名称に変更するというので、市長、副市長とも協議をしているところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

確認になりますけれども、国分のほうが今、教育部長のほうが答弁なされたんですけれども、この国分のほうが国分地区学校給食センターということで名前がなっているんですけれども、今後、国分をとって南部というようなことで名称変更をされるような予定であられるのか、確認をいたします。

○教育部長（池田宏幸君）

現在、国分地区南部学校給食センターとなっておりますけれども、そこについては南部ということで、牧之原を東部と、霧島を北部ということでいたしておまして、隼人が恐らく中部という形になるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

委員長交代します。ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案第85号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時25分」

「再開 午後 1時27分」

△ 議案第86号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第87号 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第86号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び、議案第87号、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第86号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は14ページでございます。霧島市霧島公民館の公民館機能を移転することに伴い、所要の改正をしようとするものです。次に、議案第87号、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は16ページでございます。霧島市霧島公民館の移転に伴いまして、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、社会教育課長及び国分図書館長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○社会教育課長（福永清美君）

議案第86号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は14ページ、新旧対照表は12ページです。今回の改正は、霧島公民館の機能移転に伴い、別表第1の霧島市霧島公民館の位置を改めるとともに、別表第5の1の霧島市霧島公民館に係る部屋名及び基本使用料の額を改めるものです。位置につきましては、霧島保健福祉センターの位置であります霧島市霧島田口500番地に、部屋名及び基本使用料につきましては、部屋名を第1会議室、第2会議室、第3会議室、中会議室、大会議室、調理実習室及び和室とし、それぞれの部屋に合わせた基本使用料の設定に改めるものです。以上で説明を終わります。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

議案第87号、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。今回の改正は、第2条第3項の表のうち、霧島市立霧島図書室の項の位置の欄を改めるものです。これは、霧島市霧島公民館が移転することから、霧島市立霧島図書室も同様に移転することによるものです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第86号の質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回、住所が変わりますということでの条例改正が主なものかなと思っているんですけど、この課長の口述の下の方にあります部屋名と基本使用料の設定が変わるということなんですが、これは広さ等に応じて料金が変わっていく、和室も同じようにということでもよろしいでしょうか。

○社会教育課長（福永清美君）

今、委員のおっしゃったとおり、令和5年度から使用料の設定の見直しがあったわけですけど、広さに応じまして使用料のほうは変わっているところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第87号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（山口仁美君）

確認だけさせていただきたいんですけど、これも場所が変わるということなんですけれども、機能的なものは特に変わらず、図書室の機能が移転するという、蔵書も含めてということでもよろしいですか。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）
もう御質問のとおり、私どものほうでは、場所が変わりますので図書室も移転をいたしまして、現在ある図書館システムを活用しつつ、現在の蔵書をそのまま持って行って、地域の方、市民の方に使っていただくと考えているところでございます。

○委員（有村隆志君）

変わらないということで確認なんですけれども、地域によっては図書館の開館時間だったり、その辺りがあるんですけど、前と同じということは、どういう状況かお知らせください。

○教育部国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）
霧島図書室、現状と変わらず、移転後も同様の開館と考えておりますが、現在、月・水・金が8時半から17時まで、火・木・土が8時半から20時までという開館時間にいたしておりまして、休館日を日曜、祝日及び年末年始、加えて蔵書点検期間といたしております。繰り返します。月・水・金が8時半の17時、火・木・土が8時半の20時、定期休館日が日曜と祝日、年末年始の休暇及び特別休館といたしまして特別蔵書点検という形にいたしております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第87号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時33分」

「再開 午後 1時34分」

△ 議案第102号 請負契約の締結について（福山公民館複合化改修工事）

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第102号、請負契約の締結について、審査に入ります。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第102号、請負契約の締結について、御説明いたします。議案書の44ページでございます。霧島市福山公民館複合化改修工事（建築1工区）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、社会教育課長が説明しますので、審査をよろしく願います。

○社会教育課長（福永清美君）

議案第102号、請負契約の締結について、説明します。近接、老朽化している福山公民館、福山分遣所及び福祉施設の機能を集約・複合化するため、福山公民館の改修工事に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書の44ページをお開きください。契約方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、ダイサン・ヤマグチ特定建設工事共同企業体代表者、株式会社ダイサン代表取締役山口太が2億5,520万円で落札しました。工事概要は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積814.6㎡の複合化改修工事に係る建築工事、車庫・バス停増築工事及び外構工事です。工事場所は、参考資料の資料1、附近見取図に、工事対象範囲は、資料2の配置図に表示しています。工期は、令和6年11月29日までを予定しています。各階の平面図及び立面図、屋根伏図、立面図については、資料3から6を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（野村和人君）

今回の入札については、10月31日に入札されているのかなと思うんですけども、告示日がいつだ

ったのか、見積期間がどの程度あったのかの確認、それから、現実、議決を伴うのが12月末ということで、2か月間の空き期間があるということになると思うんですけども、この猶予期間は何か思いがあって、この日程設定にされてるのかお示しいただきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この工事の公告日は令和5年10月5日です。見積期間は26日間となっております。議会の議決を得るまで時間があるということなんですけれども、逆算しまして、議会の議決を得てから着工することですので、逆算して、入札、公告日、入札日を定めています。議会の議決を得ないと次に入れないので、そこから逆算しているということです。

○副委員長（野村和人君）

この2か月間が必要だったのかという確認でございます。

○教育部長（池田宏幸君）

今回は地方自治法第96条2の規定による議決でございまして、私どもが仮に入札が終わって速やかに議決をとということであれば、議会側に対して臨時議会の開会をお願いしなければならないというような状況になってまいります。そういうことも考慮しまして、現在、霧島市では定例会で議決をいただくということを前提にしながら、入札の業務を行っているところでございまして、今回はこのような日程で行ったというような状況でございます。

○副委員長（野村和人君）

本会議が始まるのが11月末からでした。10月、11月中の1か月間が待っている状態だったというのを含めて、見積期間がゆっくり、十分あったかなということも含めて先ほど見積りの期間の確認をさせていただいたり、スケジュールリングを確認しました。そういった意味合いから、告示日と実際議決の議会本会議のスケジュールとの関連性を持って設定されているのかどうかということで確認をさせていただいたところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第102号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時42分」

△ 議案第101号 指定管理者の指定について（溝辺崎森地区公民館）

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第101号、指定管理者の指定について、審査に入ります。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第101号、指定管理者の指定について、説明します。議案書は42ページでございます。霧島市溝辺崎森地区公民館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、社会教育課長が説明しますので、審査をよろしくお願いします。

○社会教育課長（福永清美君）

議案第101号、指定管理者の指定について、説明します。霧島市溝辺崎森地区公民館は、地域に根ざした施設であり、当該地域住民で構成する西原地区自治公民館が管理運営を行うことにより、住民がより使いやすい地域の活動拠点として活用されています。引き続き、指定管理の方法を直接指定とし、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、同自治公民館を指定管理者に指定

しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

指定管理ということなので、指定管理料等はどうのような状況になっておりますでしょうか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

この崎森地区公民館につきましては、指定管理料というのは支払っておりません。

○委員（有村隆志君）

地域の公民館ということでございますので、これは条例の公民館ということで、この修理費とか、もしあった場合、そういうのは、事前に協議してできるようになってると思うんですけども、大きいになると年間計画をつくったりしないといけない。そこら辺の打合せというのはどうなってるんですか。

○社会教育課長（福永清美君）

おおよその修繕費、小規模な修繕で、5万円以内程度って言った言葉があれなんですけれども、地域の地区で御負担いただいている形になりますけれども、市のほうで原材料費等で修理が可能な分は幾らか職員で対応している部分もあったりはします。また、大規模な修繕という形では、今そういった大きな修繕というのは地域の方から声があがってきておりませんで、消防法だったりそういったところで、点検時に不具合箇所等が上がってきた場合、そういったところは市のほうで修繕のほうしているような状況でございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案101号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時46分」

「再開 午後 1時48分」

△ 議案第94号 霧島市霧島保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第94号、霧島市霧島保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止について審査に入ります。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第94号、霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について概要を御説明いたします。本議案は平成27年3月に策定し、令和4年3月に改訂いたしました霧島市公共施設管理計画に基づき、霧島保健福祉センターの改修を行い、令和6年4月から霧島公民館として活用することに伴い、その根拠条例であります霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。以上で、議案第94号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

すいません、確認のみです。今回、この条例自体の廃止をされるということなんですけれども、機能的なところはこういった感じで今後運用されていくのか。もともと保健福祉センターとしての機能を持っていたところなので、この機能というところはどういうふうにされていくのかお示してください。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

霧島保健福祉センターにおきましては、健康増進課関係では、成人健診、セット検診、結核レントゲン検診、女性がん検診等を行っておりました。こちらについては、一応、同じ所といたしますか、霧島公民館になった同じ場所で行うという形になります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第94号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時51分」

「再開 午後 1時52分」

- △ 議案第95号 指定管理者の指定について（国分総合福祉センターほか）
- △ 議案第96号 指定管理者の指定について（溝辺ふれあい温泉センターほか）
- △ 議案第97号 指定管理者の指定について（国分障害者福祉作業所）
- △ 議案第98号 指定管理者の指定について（隼人障害者福祉作業所）
- △ 議案第99号 指定管理者の指定について（障害者福祉作業所わかば）

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第95号、指定管理者の指定について（国分総合福祉センターほか）から、議案第99号、指定管理者の指定について（障害者福祉作業所わかば）までを一括して審査をします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第95号から議案第99号の指定管理者の指定に関する議案5件について、その概要を説明いたします。議案第95号から第99号の各議案については、国分総合福祉センターほか7施設において、それぞれ令和5年度末をもって現行の指定管理期間が満了するため、令和6年4月1日からの次期5年間の各施設の指定管理者の指定に関して、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

はじめに、議案第95号及び議案第96号の指定管理者の指定に関する議案2件について、一括して説明いたします。この二つの議案は、保健福祉政策課等が所管する5施設に関して、議案第95号において、保健福祉政策課所管の国分総合福祉センター及び隼人市民福祉課所管の隼人総合福祉センターの指定管理者を、議案第96号において、溝辺総合支所市民生活課所管の溝辺ふれあい温泉センター、横川総合支所市民生活課所管の横川健康温泉センター及び霧島総合支所市民生活課所管の霧島温泉健康増進交流センターの指定管理者を指定しようとするものです。これらの施設は全て、現在、社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会が指定管理者として管理しており、高齢者及び身体障害者等に対する福祉増進をはじめ、市民の福祉の向上のための各種福祉サービス事業が展開されているところであり、同協議会が蓄積した管理・運営技術や専門的スキルなどを活用することにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できることから、引き続き同法人を指定管理者に指定しようとするものです。指定の期間はいずれも令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としています。以上で、議案第95号及び第96号についての説明を終わります。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

続きまして、議案第97号から議案第99号までの指定管理者の指定に関する議案3件について、一括して説明いたします。この三つの議案は、長寿・障害福祉課が所管する3施設について、指定管理者を指定しようとするものです。議案第97号の国分障害者福祉作業所については、「特定非営利活

動法人 コスモス園」を、議案第98号の単人障害者福祉作業所については、「特定非営利活動法人 単人障害者福祉作業所」を、議案第99号の障害者福祉作業所わかばについては、「特定非営利活動法人 単人わかば会」をそれぞれ指定管理者に指定しようとするものです。これら3法人は、現在、各議案の施設をそれぞれ指定管理者として管理し、障がい者等に対する社会性適応訓練や生活指導等が適切に行われてきているところであり、通所者からは安定的かつ継続的なサービスが求められているほか、各法人が蓄積した管理・運営技術などを活用することにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができることから、引き続き各法人を指定管理者に指定しようとするものです。指定の期間はいずれも令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としています。以上で、議案第97号から第99号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第95号について、質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

確認です。利用者のほうから何らかのクレームとかいうのはなかったのかと、あったとすれば、どういう内容で、それにどのように対処したのかをお示しください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

指定管理者に対する苦情処理体制について説明申し上げます。業務の状況報告を毎月、指定管理者から出してもらっております。その中でもし苦情等があれば、その報告書の中で記載してあります。それで、つい最近までそういった大きなクレーム等はないところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、次に、議案第96号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

こちらも同じようにクレームのことについて、御説明をお願いします。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

温泉施設につきましても、毎月、報告書が上がってきます。その中で苦情対応とかが上がってきます。今のところも大きなトラブルとかも、苦情もないところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、次に、議案第97号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

1点確認をしたいんですが、議案書のほうにはちょっと記載がなくて、事業所さんからいただいた資料の中に、コスモス園さんのほうは地域活動支援センターやっぺらってところ、平成21年から就労支援B型のほうに移行されたというふうなことが書いてあったんですが、この、地域活動支援センターのⅡ型から就労支援B型になった場合に、少し今、法制度等の兼ね合いもあって、収益も少し取れるのではないかなと思うんですけども、このあたりはどういうふうに把握してらっしゃるんでしょうか。経営状況はどういうふうに見てらっしゃるか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

就労支援B型の事業所になりますので、収益的にはB型の報酬としては、現場はいただいているところです。それを見て、ただ、利用者の状況等を踏まえての利用率の設定になりますので、今のところは取っていない状況ではあります。

○委員長（松枝正浩君）

少し休憩します。

「休憩 午後 2時02分」

「再開 午後 2時02分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩をときます。もう一度答弁していただいでよろしいでしょうか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

B型作業所になりまして、B型の収益があるんですけども、そこを勘案して利用料は取っていない状況になります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。委員長を交代します。

○委員長（松枝正浩君）

今朝、現場のほうを確認をさせていただきました。ありがとうございます。かなり、今この施設カルテで見てみますと、平成3年時点で経過年数が36年ということで、かなり床等ちょっとふかふかしてる状況があったのかなと思うんですけども、今後、施設自体をどこか移設したりとか、そういったような協議というのは何かなされているのか、なされていないのか。今ある状況でお願いいたします。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

移転ですね、他の場所への移転等についてはただいまのところは考えておりません。

○委員長（松枝正浩君）

委員長を戻します。ほかにありませんか。

○委員（有村隆志君）

今日、ここを見させていただいて、本当に障がい者も仕事を熱心されてるなという思いがしたところです。でも今お話を伺ったら、定員が20名で、今、14名でしたね。ちょっと少ないのかなあと。そうすると、それだけ営業されてるのかなあとと思うんで、多分、大変だということもおっしゃっていらっしゃったんですけど、そうするといろんな意味で、タクシーも2台買ってるというようなことがありましたので、そういうことに対する支援というのは、市はもう全くされてないのか。ここに幾らぐらいの福祉としての支援とかそういうものがあるかどうか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課障害福祉グループ長（石原智秋君）

コスモス園に関しては、就労支援B型の事業所になりますので、B型に対する収益はあります。送迎に関する支援、送迎に対する報酬もその福祉サービスのほうから支給されている状況にあります。

○委員（山口仁美君）

現場のほうで、非常に今、企業のほうからの要望といいますか、仕事の量が非常に多いようだというようなことだったんですけども、その辺の把握は市のほうで何かこう調整されたりとかいうこともあるんでしょうか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

市のほうでは、その作業量、その辺については調整はしておりません。あくまでも事業所のほうが受け入れる事務量、どのぐらい受け入れるかということになります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんでしょうか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、議案第98号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

こちらちょっと先ほどと似たような質問なんですけれども、この98号の単人障害者福祉作業所については、福祉のサービスのいうと、どの形態になるんでしょうか。こちら就労支援B型で

よろしいでしょうか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

こちらのほうもB型です。B型作業所、先ほどのコスモス園と同じように、障害のある方々に来ていただいて、サービスを提供したということになります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第99号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

ちょっとここだけ聴くのも申し訳ないんですけど、今、このわかば会に何人ぐらいが通ってきてらっしゃるか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

契約人数というのは27名になっております。

○委員（有村隆志君）

定数とかそういうのがございますか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

20名となっております。

○委員（有村隆志君）

27名ということで、だけどスペースはそれだけあるのかな。どうなんですかね。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

契約が27名ということで、随時27名来ているということではありません。

○委員（山口仁美君）

こちら確認ですけれども、こちら福祉サービスの種別としてはどういった種別になりますでしょうか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

こちらのほうも、就労のB型事業所ということになっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第99号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時09分」

「再開 午後 2時19分」

△ 自由討議・議案処理

△ 議案第83号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第83号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第83号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第84号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第84号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

質疑の中でも申し上げましたけれども、居住地について、県内のみということなんですけれども、今後、希望される方の意見を伺いながら、県外も含めて、本市の立地に合わせた方法で条件付けを検討されるように希望したいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第84号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第85号 霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第85号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第85号について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第85号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第86号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第86号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第86号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第86号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第86号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第87号 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第87号、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討論に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第87号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第87号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第94号 霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第94号、霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、自由討論に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第94号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第94号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第95号 指定管理者の指定について（国分総合福祉センターほか）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第95号、指定管理者の指定について（国分総合福祉センターほか）について、自由討論に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第95号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第95号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第96号 指定管理者の指定について（溝辺ふれあい温泉センターほか）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第96号、指定管理者の指定について（溝辺ふれあい温泉センターほか）について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第96号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第96号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第97号 指定管理者の指定について（国分障害者福祉作業所）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第97号、指定管理者の指定について（国分障害者福祉作業所）について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第97号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第97号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第98号 指定管理者の指定について（隼人障害者福祉作業所）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第98号、指定管理者の指定について（隼人障害者福祉作業所）について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第98号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第99号 指定管理者の指定について（障害者福祉作業所わかば）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第99号、指定管理者の指定について（障害者福祉作業所わかば）について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第99号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第99号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第101号 指定管理者の指定について（溝辺崎森地区公民館）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第101号、指定管理者の指定について（溝辺崎森地区公民館）について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第101号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第101号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第102号 請負契約の締結について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第102号、請負契約の締結について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第102号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第102号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（松枝正浩君）

休憩をします。

「休憩 午後 2時29分」

「再開 午後 2時36分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩をときます。

△ 陳情第8号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第8号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書について、自由討論に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

先ほど質疑の中で出てきました前島委員からの意見の中で、このタイトルが採択を求める陳情書となっているけれども、陳情者の方々に確認をしたところ、意見書の提出自体を求める陳情書であるという御意見がありましたので、タイトルは採択を求められているんですけども、陳情趣旨を鑑みて意見書の提出を求めるといふふうな扱いではいかがかと思えます。

○委員（宮田竜二君）

先ほど陳情8号の審査において、陳情者の方々からも、大変不登校の児童のことを考えていろんな取組をされているというのが分かりましたし、執行部側も今回の陳情に対して、国の制度によって支援がなされ、多様な学びの場の確保につながることを期待しているところとございまして、執行部のほうもこの陳情に関しては、霧島市教育委員会も同じことをやっていきたいというようなことで私は捉えたんですけども、一つちょっとくぎをさしたいことが1点ありまして、その点はちょっと今日、陳情の方からも頂いたんですけども、今フリースクールを取り巻いているところで家庭への補助金とか、自治会が事業所への補助金とかいうところを見ますと、大変こういう流れのほうはいいとは思いますが、一つこれは裏を返せば、執行部、教育委員会が不登校の子どもたちを民間に丸投げするというようなことも、考えてみたらちょっと考え過ぎなのかもしれないんですけど、そういうことも考えるなあというのがありましたので、ぜひこの委員会で、5月の行政視察でこら辺のところを勉強させていただいてですね、こら辺、執行部としてそういう民間に不登校児のほうを押しつけるようなことはないのか、そういうところはちょっと確認が必要だなと思ったので、そういうことをちょっと意見として申し上げたいと思えます。

○委員（山口仁美君）

質疑の中でもあったんですけど、実際、理想としては公教育が充実していくことだというような御意見がございました。ただ、今は間に合わないの、民間との連携を考えていただきたいという中でこの意見書が出てきたんだというふうな捉えております。また、学びの多様化学校の推進も

進めていってもらえればというようなそういう、いろんな思いがありながら今回のこの意見書があるということは、心にとめながら、所管事務調査等も、やはり見に来てくださいという御意見もありましたので、今後入れていければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、山口委員、そしてまた宮田委員のほうから御意見がありました。ほかにございませんか。

○委員（藤田直仁君）

私ももう今回、いろんなことを勉強させていただいたなという気持ちでいっぱいなんですけど、その中で、今の義務教育の現状を考え鑑みると、不登校の子どもに対しての学校側のフォローがもう限界に来てるのかなど。本当に困難であると。また、学びの多様化学校やフリースクール等も、多様な学びの場や、一人一人に合った支援が必要不可欠になってきてるんじゃないかなど。この細かな支援が必要になってきてるんじゃないかなどということと、そもそも、不登校の原因が解決されていかない以上、やはりこれはもう子どもさんを持つ御家庭にはどこにでも起こりうる、いつでも起こりうるような現状がやっぱり秘められているのではないかなどというふうに感じました。支援等の条件はいろいろこれから精査していかなきゃいけないところも多々ありますけれども、根本的には意見を出すというほうに賛成するような気持ちでいっぱいです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今、3名の委員の方から自由討議がございました。この点について委員長報告に盛り込んでいくように考えます。それでは自由討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかお諮りします。御意見ありませんか。

○委員（山口仁美君）

採決でよろしいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、山口委員のほうから採決ということで御意見出ましたけれども、採決で進めてよろしいでしょうか。

○委員（有村隆志君）

私、この出すことに異議はないんですけども、ただ、私どもとしても、今日聴いて、話が全然違うということをしっかりほかのみんなも共有したいので、できれば継続できないかと思うんですけど。皆さんが決議されればそれに従いますけど。

○委員長（松枝正浩君）

ちょっと休憩します。

「休憩 午後 2時42分」

「再開 午後 2時43分」

○委員長（松枝正浩君）

じゃ、休憩を解きます。今、山口委員から採決をするべき、そしてまた、有村委員のほうから、継続審査というところの御意見が出ました。それでは委員会として、どちらで進めていくのかというところの、まず決を採りたいと思います。山口委員のおっしゃられた採決するに賛成の方、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数ということで、採決するというので、委員会としては進めてまいりたいと思います。それでは採決することに決定しました。これより陳情第8号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第8号について、採択すべきものと決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第8号については、全会一致で採択すべきものと決定をしました。今回の陳情は、意見書採択の陳情についてですので、採決の結果は採択すべきとなった場合は——ちょっと休憩します。

「休憩 午後 2時45分」

「再開 午後 2時45分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩を解きます。ただいま、採択すべきと決まりました陳情第8号については、会議規則第14条第2項の規定により、12月22日の本会議において、文教厚生常任委員長名で意見書提出に関する議案を提出することになります。裏面の意見書案の内容について、いかがでしょうか。修正すべきか所など、御意見ありませんでしょうか。〔「さっきあったとおり」との声あり〕では、先ほどお承りしましたので、そのようにいたします。字句の調整については委員長に御一任願いたいと思いたすがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

提出先については、意見書案では、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣文部、文部科学大臣となっておりますが、このとおりでよろしいでしょうか。

○委員（山口仁美君）

こども家庭庁のほうにも提出をされていいんじゃないかと思いたす。あと、こどもの居場所ということであれば、現在、厚労省も動いているので、厚労省のほうにも提出先を設けていいんじゃないかなと思いたす。

○委員長（松枝正浩君）

ほかに御意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、先ほど申し上げました所管の大臣に続きまして、こども家庭庁と厚生労働大臣を追加する形で、提出をするような形で考えたいと思いたすけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。本会議での趣旨説明は委員長が行いたたいと思いたすが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、ではそのようにいたします。

△ 陳情第9号 骨髄等移植ドナー支援に関する陳情書

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第9号、骨髄等移植ドナー支援に関する陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（前島広紀君）

今回の陳情者であります国分中央ロータリークラブさんは、審査の中でもありましたけれども、2016年から鹿児島骨髄バンク推進連絡協議会へ、活動支援金を自分たちの団体で助成している。そしてまた献血活動とともに骨髄バンク登録会も継続的に活動しているという、この活動に関してとても積極的に取り組んでいる団体でありますし、また今回発表がありました方については、30年間自分でもやっておられるという、そういう団体でありますし、まずこの団体からの陳情の要望としましては、バンク登録のための広報協力と骨髄者となった市民への助成を陳情の要望としてわけなんですけれども、それに関しまして、令和4年度から鹿児島市ではもう実施しているということ

もありますし、また執行部からの説明で、厚生労働省が令和6年度当初予算で新たにドナー環境整備事業を概算要求していると。制度化されれば骨髄ドナーへ支援を行う地方公共団体に、助成が開始されるということもありますし、助成に関してはそうですし、また、市内での献血時を活用して、日本骨髄バンク登録のための広報協力も行っていくという、市のこういう考え方もありますので、これは時代に沿った要望であるというふうに考えます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（山口仁美君）

こちら採決でいいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかに御意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、採決することに決定しました。これより、陳情第9号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第9号については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第9号については、全会一致で採択すべきものと決定をしました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（松枝正浩君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

今、委員長一任という御意見がありました。それでは委員長報告については委員長一任ということですので、そのように取り計らいたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松枝正浩君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時51分」

「再開 午後 3時03分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩を解きます。閉会中の所管事務調査について、何か御意見がありますでしょうか。

○委員（宮田竜二君）

文教厚生委員会の今一番優先順位として考えた場合に、本市の小中学校の統廃合に関して所管事

務調査をするのが一番優先的ではないかと考えます。よって閉会中の所管事務調査、小中学校の統廃合についてを提案いたします。

○委員（山口仁美君）

先ほど休憩中に保健センターの件が出てきたんですけれども、まだちょっと中身がどの段階で、審査にたえるような状況で出てくるのか分からないので、これは事務局を通して確認をしてから計画を立てていけばよいのではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[[なし] という声あり]

今、御意見が出ました件を所管事務として調整をしていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

[[異議なし] という声あり]

以上で、閉会中の所管事務調査についてを終わります。

△ その他

○委員長（松枝正浩君）

次に、その他ですが、委員の皆様方から何かございませんか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 3時05分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

松枝 正浩